

## 第 3 編 風水害等編



# 第1章 総則

本編は、「第1編 総則」で示された目的や基本的な考え方に基づき、集中豪雨や台風、竜巻などに起因する風水害等による被害を軽減し、住民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、平時からの災害予防対策、発災時における災害応急対策及びその後の復旧・復興対策の基本について定め、防災対策に万全を期するものとする。

## 第1節 風水害等対策の基本的視点

---

本計画の基本的な視点は次のとおりである。

- 1 減災や多重防御の視点に重点を置き、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災対策であること。

風水害による災害の発生は想定を超えることも多く、ハード対策に依存した防災対策には限界がある。

したがって、今後想定すべき災害に対しては、減災の視点に重点を置き、住民の避難行動を軸とした、人命の安全を守る対策を最優先に実施していかなくてはならない。

そのためには、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体におけるソフト対策を講じることが不可欠である。

その上で、ハード対策については、国・県と連携し、安全対策に係る社会基盤の整備などを図るとともに、ソフト対策については、要配慮者の避難対策や自主防災活動の強化、ハザードマップ等の活用と、災害発生や避難に関する情報などの連絡体制の充実を図るなど、多重防御の視点から、ハード・ソフトを織り交ぜた、総合的な防災対策を推進することが重要である。

- 2 過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画であること。

全国各地において、集中豪雨や台風等による風水害等が多く発生している。本町においては、昭和46年9月の台風25号により、町内一円の冠水、家屋の全半壊、床上・床下浸水等や、河川の氾濫、がけ崩れの多発による死者・重軽傷など、大きな被害を受けている。

このため、過去の重大な災害の被害・対応・教訓等を踏まえた実効性の高い計画とすることが重要である。

- 3 早期対応が実施できる計画であること。

気象関連情報等の精度向上により、災害に繋がるような状況の事前情報が充実しつつある。住民においても、防災意識の高まりにより、気象情報等を様々な手段により把握し、自らの判断で避難を開始することも考えられる。

これらの状況を踏まえ、災害の発生が予想される状況となった場合には、現に災害が発生していない段階であっても、被害を軽減するために早期の体制を整え、災害対応が開始できる計画とすることが重要である。

## 第2節 町域の保全

本町は千葉県の北東部に位置し、その北部を利根川・黒部川に面しており、降雨・暴風等により被害を受けやすい地形的条件にある。利根川河口堰等の治水事業、治山事業等が計画的に推進されてきたため、近年では、水田冠水や浸水家屋などの風水害による被害は最小限にとどめられているところである。

しかしながら、市街化の進展、住民の生活様式の変化による上下水道、電気、ガス等ライフラインへの生活の依存度の高まり、高齢化の進展などによる要配慮者の増加や、住民の相互扶助意識の低下など、防災面に関する様々な課題が指摘されている。

台風や集中豪雨、竜巻などの暴風の発生を防ぐことはできないが、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本とし、「命を守る」ことを最優先とした対策を講じていくものとする。

### 1 治水

河川の水が人類に与える利益には、計り知れないものがある反面、豪雨の際には、市街地の浸水被害や、耕地を押し流し、農作物に被害を与えるなど大災害を発生する原因となっている。ひとたび河川が氾濫すると、被害は多大なものとなることから、災害発生の可能性を軽減し、又は発生した災害を最小限度にするために、河川改修事業を推進し、流域の持つ保水、遊水機能の確保及び防災上安全な土地利用の誘導等の推進が重要である。

また、町の北部を流れる利根川は、直轄河川として国が直接改修工事を行っており、引き続き維持改修を国に要望していくものとする。

#### 【河川の特徴（利根川を除く）】

河川の地域区分	主要河川名	特 徴
利根川支川	黒部川 桁沼川 新 川	1 利根川に接した軟弱地盤の低地を形成しているが、流域の大部分は下総台地からなる。 2 下総台地を水源とした河川は、利根川に注ぐ内水河川となっており、出水時には本川の水位上昇が長期におよぶため排水に苦しむ地域である。 3 利根川沿線地域を中心に農地の面的整備が進んでいる。 4 洪水時には、水防活動が重要な地域である。

### 2 治山

本町の土砂災害の危険箇所は、谷戸等土地が入り組んでいる斜面に多く、町内に点在している。土砂崩壊は、斜面がある一定の起伏量比であれば、地質・土質に関係なく降雨の大きさによってはどこでも全て崩壊の危険があることになる。

このため、治山事業・急傾斜崩壊対策事業等の推進により森林を維持・造成し、土砂流出等を防ぎ、災害の軽減・防止を図ることが重要である。

### 第3節 浸水被害の想定

---

町では、利根川が大雨によって氾濫した場合を警戒して、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、東庄町洪水ハザードマップを作成し公表している。浸水の範囲は、利根川流域で最大規模の雨が降った場合を想定しており、想定雨量は利根川におおむね200年に1回程度起こる大雨（昭和22年のカスリーン台風時と同程度）としている。

## 第2章 災害予防計画

風水害等による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体及び財産を守るためには、関係機関の防災対策の推進にあわせて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、風水害等についての正しい知識をもち、災害時に沈着に行動できる力を日頃から身につけることが最も必要なことである。

このため、町は、災害危険箇所の調査・把握に努め、この調査結果等をもとに可能な限り多様な媒体を用いて防災思想の普及・啓発活動を行い、住民の防災意識の高揚を図るとともに、各自治会・区、各事業所の防災体制の充実を図ることとする。

さらに、これらの災害活動が十分に発揮できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、災害知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人等の災害時要援護者への広報に十分配慮するとともに、分かりやすい広報資料の作成に努めるものとする。

### 第1節 防災意識の向上

---

災害による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体及び財産を守るためには、防災関係機関の防災対策の推進にあわせて、住民一人ひとりが「自らの身の安全は、自らが守る（自助）」ことを基本認識としながら、災害についての正しい認識をもち、日頃から災害時に冷静に行動できる力を身につけることが最も重要なことである。

このため、町、県、防災関係機関は、防災教育の推進に努めるとともに、特に台風シーズン到来前などの時期をねらい、可能な限り多様な媒体を用いて防災及び減災思想の普及・啓発活動を行い、住民の防災及び減災意識の向上を図るとともに、各地域の自主防災組織、各事業所の防災体制の充実を図る。

さらに、これら組織が災害時に円滑かつ的確に活動できるよう、実践的な防災訓練を積極的に実施する。

なお、防災知識の普及に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだわかりやすい広報資料の作成に努める。

#### 1 防災教育

「第2編第2章第1節1 防災教育」を準用する。

#### 2 過去の災害教訓の伝承

「第2編第2章第1節2 過去の災害教訓の伝承」を準用する。

#### 3 防災広報の充実

平時から正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけるなど、自助・共助の取組みを強化するため、町、県をはじめとする様々な防災関係機関が、あらゆる広報媒体を活用し防災広報の充実に努める。

##### (1) 広報すべき内容

防災知識の普及に当たっては、特に、住民及び災害関係職員に対して周知徹底を図る必要のある事項を重点的に普及する。なお、普及すべき事項は、おおむね次のとおりである。

## ア 災害時の心得

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときにおいて、あらかじめ各世帯が承知しておくべき次の事項の周知に努める。

- (ア) 警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明
- (イ) 避難する場合の携帯品
- (ウ) 避難予定場所と経路等
- (エ) 被災世帯の心得ておくべき事項

## イ 災害危険箇所等

水害、土砂災害等の災害危険箇所の公表を行うとともに、町によるハザードマップの作成を促進する。

また、水防活動や避難行動の参考情報として町内の雨量や河川水位情報等を逐次公表する。

## ウ 災害予防の概要

災害による被害が、各世帯における防災知識の徹底によって防止される事項、例えば台風時における家屋の保全方法等については、それぞれ予想される災害シーズン前に各世帯へ周知徹底するよう努める。

## エ 町地域防災計画の概要

災害対策基本法第42条第5項に基づく「東庄町地域防災計画」の要旨の公表は、東庄町防災会議が東庄町地域防災計画を作成し、又は修正した時に、その概要について行う。

## (2) 実施方法

## ア 防災行政無線の利用

防災行政無線を利用して、防災知識、災害に関する資料放送、録音テープ又は放送台本等の放送を随時行う。

## イ 広報紙

防災に関する知識を深めるため、広報とうのしょう、電話帳（NTTハローページ）等に、防災知識に関する事項を掲載する。

## ウ 防災に関する講演会、説明会、座談会等の開催

地震、台風、洪水、火災等に関する講演会、説明会、座談会を開催して防災意識の向上を図るとともに、災害の予防対策に役立たせるため、随時県民及び市町村職員その他関係者を対象として実施する。

## エ 学校教育

児童・生徒等の防災知識の普及と防災意識の向上を図るため、教材となる資料を提供する。学校においては、児童・生徒への防災教育の充実を図る。

## オ インターネットの活用

町ホームページ等を活用し、防災知識の普及を図る。

## (3) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に当たり、資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うに当たり、必要と認める場合は、報道機関に対し協力を依頼する。

#### 4 自主防災体制の強化

「第2編第2章第1節4 自主防災体制の強化」を準用する。

#### 5 防災訓練の充実

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合訓練をはじめ各個別訓練を次のとおり実施する。

実施に当たっては、被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶、停電等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにして改善に努める。

##### (1) 水防訓練

水防管理団体である町は、町の水防に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防訓練を実施するほか、必要に応じ広域洪水等を予想して近隣の水防管理団体と連合し、又は県と連合する等関係団体が実施する訓練に参加する。

##### ア 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果の上がる時期を選んで実施する。

##### イ 実施地域

河川危険箇所等、洪水のおそれのある地域において実施する。

##### ウ 方法

実施に当たり、関係機関が緊密な連絡をとり、必要に応じ他の関連する訓練と併せて実施する。

##### (2) 消防訓練

町及び消防本部は、香取広域市町村圏事務組合消防本部の消防計画に基づく消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施する。

##### (3) 避難等救助訓練

町その他関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施する。なお、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所等にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施するものとする。また、地域の自主防災組織や住民の参加を得て、地域の実情に即した避難訓練を行うことも必要である。

##### (4) 総合防災訓練

町は、県の総合防災訓練に参加し、防災計画の習熟や技能の向上等を図る。

## 第2節 水害予防計画

台風や集中豪雨などに起因して発生する水害から、住民の生命、身体、財産を守るため、河川改修等の治水事業を実施し、防災対策を推進する。

### 1 農作物等の水害予防対策

水害とは、地表水の過剰によって受ける直接又は間接の被害をいうが、大雨によって河川が氾濫して田畑を浸したり、洪水によって田畑を流失したり、山崩れによって田畑を埋没したりする農地に対する被害もあれば、冠水によって農作物が腐敗したり、病虫害を発生するなど間接のものもある。

また、被害を与える水の方から考えると、大別して二つとなる。第1は流水による直接破壊、第2は流水の運搬性である。

町北部には黒部川・利根川河岸の低地帯に水田が広がっており、また南部には神代地区や東城地区にかけては干潟耕地の水田地帯がある。台風に伴う強風と豪雨により、水田や畑の浸水被害があるほか、昭和30年代には、利根川の水が少なくなることにより、海水が遡上し、水稻が枯死するなどの塩害が生じた。近年では、こうした水田冠水による被害は、治水事業の整備により最小限にとどめられているところであるが、河川改修等の必要に応じた水害予防対策が求められる。

#### (1) 水害の気象的条件

雨による災害の発生は総雨量もさることながら、どれだけの時間内に降ったかが大きな要因となる。同じ50mmの雨でも、1日を通して降った場合は災害に結びつくことは少ないが、それが1時間で降った場合は大きな被害を引き起こすことが多い。

大雨の降り方と水害の規模には次の3つのタイプがある。

##### ア 短時間強雨

雷雨など、短時間に降る強い雨によって、低地の浸水、中小河川や水路の急な増水などが多発する。

##### イ 短時間強雨を含む大雨（集中豪雨）

台風、低気圧、前線活動による大雨（強雨を伴う）で、低地の浸水、がけ崩れ、河川の洪水・氾濫など大きな災害に結びつくことが多い。

##### ウ 一様な降り方の大雨

前線活動などによる大雨が持続することにより河川が次第に増水し、低地の浸水や洪水などの災害に結びつく。また、がけ崩れが発生することもある。ただし、雨が降り始めてから災害発生までには時間的余裕がある。

#### (2) 水害に対する恒久的な防ぎ方

##### ア 農林業経営の立場からの対策

豪雨や長雨の時期をはずして栽培することや、水害に対して抵抗力のある作物を栽培するなど、農業経営（価格差等）及び水害に対する危険度を考えに入れた上で、利益の期待値を大きくするなどの方法がとられている。農業の多角経営もこの部類に入れることができる。

要するに、時間と空間と対象を考慮して、水害による被害を最小限にしようとするものである。

イ 農林土木からの対策

農産物の被害や農地、農林用施設の被害を未然に防止するため、防災事業を行う。

ウ 水害に対する応急的な防ぎ方

水害に対する応急的な対策は、大別して二つとすることができる。第1は、水害直前の対策、第2は、水害発生中ないし直後の対策である。

(ア) 水害直前の対策

水害が予想される時は、河川堤防の補強、土俵の配置、あるいは臨時の堤防を築くなどするほか、ポンプ排水などを行い洪水の調節に努める。また、被災物を外に移動することも行われる。しかし、農林災害の対象となるものの多くは移動が不可能である。

水害の予想される時は、溝を補修して水はけをよくしておくこと、排水のための準備、避難の準備をしておくことなども重要である。

(イ) 水害直後の対策

水害をうけた農作物に対する応急処置は、作物によっても異なるが、一般的なものとしては、水路の障害物を除去したり、排水ポンプ等により、耕地の停滞水をなるべく早く除去すること、浸水のため根元が現れたときは、他から土をもってきて根株を固定すること、収穫期にある農作物は水が引いたならば、なるべく早く収穫してよく乾燥させること、病虫害防除の対策をとること、回復の見込みのないものは取りかたづける、弱っている作物に生育を促す肥料をやる、といったことが必要である。また逆に、窒素肥料は水稻の水害を大きくするから控えるといった注意も必要である。

エ 水害等に対する事前対策

基幹的な排水施設を事前に運転するなど、気象条件等から必要な対策を的確に実施する。

2 河川改修等に関する治水事業

町内における河川は次のとおりである。

一級河川（国土交通省管理）	：利根川
一級河川（千葉県管理）	：黒部川、桁沼川
二級河川（千葉県管理）	：新川

これまで、国や県の河川改修事業により、治水安全度は着実に向上しているが、局所的集中豪雨や市街化の進展などに起因する水害の発生がいまだ多く見られ、最近では、河川から越水する外水氾濫よりは、雨水が河川に十分排水されないことに起因する内水氾濫が多くなっている。これは、河川流下断面の不足により河川の水位が高くなってしまふことや町の内水排除施設の能力不足に起因しており、引き続き治水安全度を高めるための施策の実施が必要である。

- (1) 護岸施設、排水施設、樋門等については老朽度点検・維持管理を行うとともに、国や県に対し、利根川・黒部川・桁沼川・新川の計画的整備を要請する。
- (2) 雨水地下浸透施設の整備促進、遊水池等の整備を含む総合治水対策を推進する。
- (3) 度々冠水する地域については家屋等の移転・河川断面の拡大を含む被害防止対策等を検討する。
- (4) 内水排除施設の整備に努める。

3 浸水予想区域の把握・周知

水害危険区域について以下の状況の把握に努め、国・県管理河川の浸水予想区域図や浸水実績図に基づいて、洪水ハザードマップの公表等により周知する。

## (1) 浸水予想区域の調査

- (ア) 利根川は利根川下流河川事務所より、水防法に基づく浸水想定区域が示されている。
- (イ) 黒部川は、千葉県より、水防法に基づく浸水想定区域が示されている。
- (ウ) その他の河川については、町は、河川周辺地域での外水及び内水の氾濫や津波の影響により、家屋の浸水が予想される浸水予想区域をあらかじめ調査し、水害による被害の軽減に努めるものとする。

## (2) 地盤沈下の調査

著しい地盤沈下が進行すると、河川沿いの土地では洪水の危険度が高まると同時に、自然排水機能が低下し、標高が満潮水位以下の土地ではわずかの降雨に対しても、日常的な排水に支障をきたすこととなる。

津波、洪水等の危険は、これらに対する施設設備の状況によって評価されるべきであるから、この項では、内水による危険区域という面で評価する。

## (3) 洪水ハザードマップの作成・更新

河川の整備には時間を要することから、これと並行して、ソフト面から安全度を高めるために、浸水実績や洪水シミュレーション結果に基づく浸水想定区域を基礎資料とする、東庄町洪水ハザードマップの作成・更新を行う。

東庄町洪水ハザードマップは、水害時の人的被害の防止、啓発活動などを目的として浸水情報や避難場所等を記載し、地域住民への公表・周知を図るものである。

## (4) 浸水予想区域の周知

## ア 住民への周知

町は、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要な事項について、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布等、必要な措置の推進を図る。

- (ア) 地盤高に応じた浸水危険性
- (イ) 避難路上の障害物等
- (ウ) 指定避難所等の配置状況・建設年度

## (5) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への対応

町は、水防法第15条に基づき、浸水想定区域内の、主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設（以下「要配慮者利用施設」という。）に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。

**【浸水予想区域内にある要配慮者施設】**

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| ・ 笹川中央保育園        | ・ デイサービス たちばな    |
| ・ 子育てサロン スマイル    | ・ 夢の庄デイサービスセンター  |
| ・ 特別養護老人ホーム ささがわ | ・ 夢の庄ショートステイサービス |
| ・ 楽天堂 和楽         |                  |

#### 4 道路災害による事故防止

##### (1) 道路防災施設等の整備

台風や集中豪雨等により、落石、法面崩落、道路冠水等のおそれのある箇所について、防災施設等の整備を進めることにより、災害に強い道路づくりに努める。

##### (2) パトロールの実施

道路交通の危険防止と交通安全の確保のため、「千葉県道路パトロール実施要領」により、パトロールの実施の徹底を図る。

##### (3) 異常気象時における交通規制

異常気象時において、道路災害による事故を未然に防止するため、降雨出水等により道路状態が悪く、がけ崩れ、道路損壊等が予想され、交通の安全が確保できない場合は、道路法第46条の規定により通行の禁止又は制限を行う。

また、雨量が規制基準値に達したときは、「異常気象時における道路交通規制要領」に基づく交通止めの措置をとる。

#### 5 気象、河川流量等の観測

以下の雨量、河川水位の観測データ等を把握し、水防対策に資する。

##### (1) 降水量場所の確認

気象庁雨量テレメーター観測所（東庄町羽計）

##### (2) 河川水位場所の確認

国水位テレメーター観測所（横利根・太田新田）

（独）水資源機構利根川河口堰管理事務所（黒部川水門）

#### 6 電力・通信施設水害防止対策

電力・通信施設の水害防止対策は、関係防災機関の予防対策によるものとし、町はこれを支援する。

### 第3節 土砂災害予防計画

台風や集中豪雨などに起因して発生する土砂災害から、住民の生命、身体、財産を守るため、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、土砂災害防止対策の推進を図る。

土砂災害の防止に関しては、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（以下「急傾斜地法」という。）等に基づいた対策に努めるものとする。

#### 1 土砂災害防止法に基づく対策の推進

町南部に所在する神代地区は、台地と平地が入り組む谷戸が多い地理的特徴を有しており、稲荷入、舟戸の2地区は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。また、橘地区や東城地区においても急傾斜地を多く抱えることから、町は県と連携し、土砂災害による被害の軽減を図るため、土砂災害防止法に基づき、危険な箇所における災害防止策を講じる。

##### (1) 土砂災害危険箇所の調査把握

町及び県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害危険箇所の把握に努める。

##### (2) 土砂災害危険箇所の公表

町は、土砂災害発生のおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、県等と連携を図りながら、各種調査を推進し、土砂災害危険箇所の把握に努めるものとする。

また、土砂災害危険箇所を周知するため、県の作成する土砂災害危険箇所マップを地区公民館等に配付する。

##### (3) 土砂災害警戒区域等の指定

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や市民等の生命、身体及び財産に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は「土砂災害特別警戒区域」として、政令で定める基準に該当するものを知事が町長の意見を聴いた上で指定する。

##### ア 土砂災害警戒区域

「土砂災害警戒区域」は、土砂災害が発生した場合には、住民等の生命、身体及び財産に危害が生ずるおそれがあるとみとめられる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域

##### イ 土砂災害特別警戒区域

「土砂災害特別警戒区域」は、警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には、建築物に損壊が生じ、市民等の生命、身体及び財産に著しい危険が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造を規制すべき土地の区域

##### (4) 土砂災害警戒区域等における危険回避のためのソフト対策

ア 町は、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるよう警戒避難体制の整備を図る。

イ 居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認を行う。

ウ 住宅宅地分譲や、要配慮者関連施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限って

許可する。

エ 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者に対して、移転等の勧告を図る。この移転等が円滑に行われるために必要な資金の確保、融通又は、その斡旋に努める。

## 2 土砂災害に対する警戒避難体制の整備

### (1) 土砂災害に関する情報の収集

町及び県は、平常時から土砂災害危険箇所や砂防施設等を巡視することにより、危険箇所や施設等の状況把握に努めるとともに、台風及び豪雨等により大雨が予測される時は、住民、警察、消防団等から土砂災害発生の前兆現象や災害発生等の情報を収集する。

### (2) 警戒避難体制の整備

町は、主として以下の項目に留意して土砂災害に対する警戒避難体制を整備する。

ア 土砂災害警戒区域等ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を町地域防災計画に定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

イ 大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、体制の強化を図り、土砂災害警戒判定メッシュ情報などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告等を発令する。

特に避難準備・高齢者等避難開始は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。

また、これらについて、必要に応じて銚子地方气象台、県等に助言を求める。

ウ 土砂災害警戒区域内において要配慮者施設が設置されている場合は、当該施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達方法を定めるとともに、当該区域内における在宅の要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。

### 【土砂災害警戒区域内にある要配慮者施設】

- |          |           |
|----------|-----------|
| ・北総育成園   | ・香取学園龍ヶ谷寮 |
| ・香取学園松葉寮 | ・香取学園瑞穂寮  |

エ 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難勧告等を発令することを基本とした具体的な避難勧告等の発令基準を設定する。

また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて、町をいくつかの区域に分割した上で、土砂災害に関するメッシュ情報等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難勧告等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

オ 避難勧告の発令の際には、避難場所の開設に努めるが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告等を発令する。また、そのような事態が

生じ得ることを住民にも周知する。

カ 土砂災害警戒区域の指定がされていない土砂災害危険箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の整備に努める。

### 3 防災知識の普及・啓発

(1) 町及び県は、住民に対し町ホームページ、広報とうのしょう、パンフレット等多様な手段により、土砂災害に関する知識の普及と防災意識の向上を図る。

また、全国的に実施される土砂災害防止月間等において、土砂災害から身を守るため、防災訓練の実施に努める。

(2) 県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域の指定箇所を公表する。

また、町は、上記箇所が土砂災害発生のおそれのある箇所であることを対象地域の住民等に対し周知することにより、住民の防災知識の普及・啓発に努める。

### 4 県土保全事業の推進

(1) 急傾斜地崩壊対策

#### ア 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、急傾斜地法第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域の指定に適合する地域については、町と協議の上、住民の協力を得ながら順次「急傾斜地崩壊危険区域」として県が指定手続きを行う。

現在、この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進に努める。

#### 【千葉県急傾斜地崩壊危険区域指定基準】

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの

(ア) 急傾斜地の勾配が 30 度以上のがけ

(イ) 急傾斜地の高さが 5 m 以上のがけ

(ウ) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれのある人家が 5 戸以上あるもの、又は 5 戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの

#### イ 行為の制限

(ア) 町は県と連携し、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

(イ) また、急傾斜地崩壊危険区域内の居住用建物については、建築基準法及び千葉県建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限の徹底を図るとともに、「がけ地近接等危険住宅移転事業制度」等に基づき移転を促進する。現在、県条例により指定されているのは、舟戸地区と稲荷入地区の 2 箇所である。

#### ウ 防止工事の実施

急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから、県費助成等を活用して順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

エ 急傾斜地崩壊危険箇所における施設整備の向上

急傾斜地崩壊危険箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、以下について重点的に施設整備を実施する。

- (ア) 要配慮者関連施設に係る危険箇所
- (イ) 避難所や避難路を有する危険箇所
- (ウ) 崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所

(2) 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出による災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所で、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

県は、調査により、山腹崩壊危険地区と判定した箇所を公表するとともに、その危険度や保全対象など、地区の状況を考慮し、計画的に治山事業を実施する。

(3) 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工に当たっては、関係法令等の基準及び町開発指導要綱等に基づき防災等の措置を講じ、特に丘陵地、急傾斜地においては地形地質等の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。また、盛土造成地の位置や規模を示した盛土造成地マップを公表していく。

なお、県の工事の許可又は確認に準じ、次の事項に留意する。

- ア 災害危険区域（建築基準法第39条）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。
- イ 宅地造成により生ずる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講ずる。
- ウ 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講ずる。

## 第4節 風害予防計画

台風、冬季の季節風、その他の局所的な暴風が発生した場合、風害による人的被害、住家等建物被害及び農作物被害が発生する。

過去の台風や竜巻等における人的被害、建物被害を踏まえ、これらに関する知識の普及・啓発を図る。

また、農作物等の風害を防止又は軽減し、併せて電力施設や通信施設における風害被害の予防対策を推進する。

### 1 台風・竜巻等に関する知識の普及・啓発

町及び県は、台風・竜巻等による風害を最小限にとどめるため、住民や事業者等に対して、以下について普及・啓発を図る。

#### (1) 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、平時から、テレビ・ラジオ等により確認することを心掛けること。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼びかける「予告的な気象情報」と「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、銚子地方気象台から発表される。各気象情報の内容は次表のとおりである。

気象情報	内容
予告的な気象情報	低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する〇〇県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。
雷注意報	積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。 竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。
竜巻注意情報	気象ドップラーレーダーの観測などから、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに、千葉県北西部、千葉県北東部、千葉県南部の3地域に分けて発表される。 雷注意報を補足する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くとは予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。
竜巻発生確度ナウキャスト	気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻等の激しい突風を今にも発生する（発生している）可能性のある地域分布図（10 km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。 平常時を含めて常時10分毎に発表される。 発生確度は「竜巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。

(2) 身を守るための知識

台風などによる気象災害から身を守るためには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

ア 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

(ア) 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。

(イ) 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。

(ウ) ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。

(エ) 大粒の雨やひょうが降り出す。

イ 発生時に屋内にいる場合

(ア) 窓を開けない、窓から離れる、カーテンを引く。

(イ) 雨戸・シャッターを閉める。

(ウ) 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する。

(エ) 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る。

ウ 発生時に屋外にいる場合

(ア) 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない。

(イ) 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る。

(ウ) 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない。

2 農作物等の風害防止対策

台風、冬期の季節風、その他局地的な強風等による農作物等への被害を防止するため、恒久的な風害対策として、防風林や防風垣の設置、風だけでなく降雹、害虫、鳥などを防ぐ多目的に利用できる多目的防災網等を設置する。

3 電力・通信施設風害防止対策

電力・通信施設の風害防止対策は、関係防災機関の予防対策によるものとし、町はこれを支援する。

## 第5節 雪害予防計画

本町は、豪雪地帯ではないため、家屋が倒壊するような大規模な被害は想定されないが、降雪に慣れていないことから、道路の凍結などですぐに社会機能の低下が危ぶまれるほか、特に農産物に被害が出ることなどを鑑み、これらの被害を防止又は軽減するための対策を行う。

### 1 道路雪害防止対策

大雪又は、道路が凍結した場合に備え、路面凍結防止剤を備蓄するとともに、散布・除雪委託業者との連絡系統の確立を図り、速やかに除雪等を行えるよう努める。

### 2 農作物等の雪害防止対策

農作物が雪害を被る場合はいろいろあるが、これを分類すると、積雪の重さによるもの、積雪の沈降によるもの、積雪の移動によるもの、長期積雪によるもの、積雪の崩壊によるものの五つに分けることができる。なお、このほかにも間接的には、雪解けによる洪水又は積雪による冷水のかん養によって生ずる冷水害などがあげられる。

#### (1) 野菜について

##### ア 事前対策

(ア) ビニールハウスは、構造が簡単であるため強度が弱く、中でも連棟ハウスや年数を経過したものはさらに弱いので、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強し、倒壊の防止に努める。

(イ) ビニールハウスは、積雪 20cm 以上になると倒壊の危険があるので、屋根の除雪に注意すると同時に、暖房器具を設置してあるものは、事故に留意して加温調節を行い、トンネル栽培についてもハウスと同様に除雪を行う。

##### イ 事後対策

(ア) 降雪後は急激に気温が低下することが多いので、ビニールハウスやトンネルに定植したものは寒害を予防するため、夜間の保温に注意を要するが、この際、暖房器具の故障、調整等に注意しなければならない。

(イ) 露地野菜も降雪による凍害を受け易いので、できる限り除雪及び融雪の促進に努め、融雪後は追肥、薬剤散布等による病害予防によって生育の回復を早めるようにする。

#### (2) 果樹について

##### ア 事前対策

(ア) 降雪荷重による枝折れ、裂傷及び倒伏を避けるために支柱を立てること。降雪中に竹竿等を利用して枝をゆさぶり、雪を落とすことが必要で、特に結果樹の除雪は大切である。

(イ) 降雪後の寒風害を防止するため、防風林、防風網の設置、整備を行うこと。

また「寒冷紗」や「コモ」で樹を被覆する。ただし、被覆はかけ方によって逆に荷重が加わって被害を大きくするので、樹の上部をトンガリ帽子状に被覆する。また、幼木の被覆は1樹1束とする。

##### イ 事後対策

(ア) 融雪が遅れると、枝折れ、裂傷のほか生理障害を起こすことがあるので、雪の上に黒土、灰等をまいて融雪を促進する。ただし、雪で埋った幼木や下枝の除雪は、気温が低い場合に行うとかえって凍害をうけるので注意する。

(イ) 融雪期間が長くなると、湿害が起こり易いので溝を掘って排水をよくする。

(ウ) 裂傷樹は、折れた部分で切り取り、剪定時に切りもどし、切口を削って保護剤を塗るか裂傷した樹を結束し、保護剤を塗り支柱を立てる。

(3) 花きについて

ア 事前対策

(ア) ハウス等の施設については、積雪荷重による被害を防ぐため、金属パイプによる筋交い等で各部を十分補強する。特に、パイプハウスは、屋根部が弱いので中柱を立て補強する。

(イ) ハウス屋根の積雪は20cmを超えると倒壊の危険があるので、除雪に努める。

(ウ) ハウス内作物の保護は、暖房器具に注意し、停電等による中断や、たき過ぎに特に注意する。

(エ) 露地ものについては、支柱を立て、フラワーネット等を張って倒伏から守る。

イ 事後対策

(ア) 降雪後は、直ちに除雪を行い、晴天の日は、遮光をして直射光線による害から守り、また、除雪とともに融雪につとめ、施設付近に堆積しておかないこと。

融雪の際は湿害に注意し、二次的な病害から守る。

(イ) 露地ものについては、降雪後くん炭等をまいて融雪に努めるとともに、併せて湿害から守る。

3 電力・通信施設雪害防止対策

電力・通信施設の雪害防止対策は、関係防災機関の予防対策によるものとし、町はこれを支援する。

## 第6節 火災予防対策

火災の予防を行い、その被害の低減を図るための対策を推進する。

なお、多数の死傷者等が発生するような大規模な火災を想定した対策については、「第4編第2章 大規模火災対策」、林野火災を想定した対策については、「第4編第3章 林野火災対策」によるものとする。

### 1 火災予防に係る立入検査

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して、以下の項目を重点に火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

#### (1) 立入検査の主眼点

ア 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。

イ 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、香取広域市町村圏事務組合火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。

ウ こんろ・火鉢等火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、香取広域市町村圏事務組合火災予防条例どおり確保されているかどうか。

エ 公衆集合場所での裸火の使用等について、香取広域市町村圏事務組合火災予防条例に違反していないかどうか。

オ 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、香取広域市町村圏事務組合火災予防条例に違反していないかどうか。

カ その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

### 2 住宅防火対策

消防本部は、住宅火災の予防とその被害の軽減を図るため、関係機関と連携し、住宅用防災機器の普及・促進や住宅防火意識の普及・啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、町内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時等における電気に起因する火災を防止するため、関係機関と連携し、自宅から避難する際にブレーカーを落として避難するよう啓発する等、出火防止対策を推進する。

#### (1) 住宅用防災機器等の展示

#### (2) 啓発用パンフレットの作成

#### (3) 講演会の開催

### 3 火災予防についての啓発

消防本部は、春季及び秋季の火災予防運動期間において、火災予防思想の普及のため次のような啓発活動を実施する。

#### (1) 火災予防運動を住民に周知させるため、火災予防運動初日の3月1日、11月9日に消防本部、

署及び分団等のサイレンの吹鳴、警鐘の打鐘の実施

- (2) 防災・防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催
- (3) 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察
- (4) 商店街、小学校、保育所、病院等の消火・避難訓練

## 第7節 消防計画

---

「第2編第2章第4節 消防計画」を準用する。

## 第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

---

「第2編第2章第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備」を準用する。

## 第9節 情報連絡体制の整備

---

「第2編第2章第9節 情報連絡体制の整備」を準用する。

## 第10節 備蓄・物流計画

---

「第2編第2章第10節 備蓄・物流計画」を準用する。

## 第11節 防災施設の整備

---

「第2編第2章第11節 防災施設の整備」を準用する。

## 第12節 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等対策は、大規模地震に伴う発災当初の混乱防止や人命救助活動等の円滑化を図ることから、「むやみに移動を開始しない」という一斉帰宅抑制の基本方針の周知徹底や、帰宅困難者等の安全確保などの対策を図るものであるが、台風等の風水害発生時においても、鉄道を中心とした交通機関の停止による帰宅困難者等の発生が見込まれる。

地震・津波災害の場合に比して、風水害については、一定の予測が可能なことから事前の対策を講じることができるなど、対策にも違いがあるが、暴風や出水又は土砂崩れ等により鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止することが想定されるため、地震発生時に準じた体制整備を図るものとする。

### 1 一斉帰宅の抑制

被害状況や公共交通機関の復旧見通し、家族などの安否等が確認できないことにより心理的な動揺が発生し、職場や外出先などから居住地に向け一斉に帰宅行動を開始することが予想される。

台風等の暴風雨が続けている場合は、移動行動そのもの困難な状況が想定されることから、鉄道の駅舎等に大量の帰宅困難者等が滞留する可能性がある。

帰宅困難者等対策においては、まず、帰宅困難者等の発生を抑制することが重要であり、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底が不可欠である。この基本原則を実効性のあるものとするため、具体的な取組みを実施していく。

### 2 情報連絡体制の整備

台風等、ある程度の予測が可能な風水害の場合には、的確な気象情報の収集等により早めに行動するなど、帰宅困難となる状況を回避することが可能である。また、暴風雨が続けている状況下では、屋外での行動が制約されることから、交通機関などの関係機関との情報連絡体制の確立が重要である。

このため、主に地震災害を想定した対策を検討・実施している千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会や、今後、各地域で町が事務局となり設立される駅周辺帰宅困難者等協議会の活用など、関係機関における情報収集連絡体制を整備していく。

### 3 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童・生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動を取るためには、気象情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため町及び県は、気象情報や地域の被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報提供を図るとともに、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、東庄町防災メール、町ホームページ、SNSなどの情報発信手段についても検討していく。

### 4 大規模集客施設を管理する事業者及び鉄道事業者の取組み

大規模集客施設や駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定めておくとともに、風水害等により交通機関が一定期間停止した場合における施設内待機に係る案内や安全な場所への誘導手順についてもあらかじめ検討しておくよう努める。

## 第13節 防災体制の整備

---

「第2編第2章第13節 防災体制の整備」を準用する。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 災害対策本部活動

[全ての課・機関]

災害が発生した場合、人命損傷にとどまらず、家屋の倒壊や流失、火災、がけ崩れの発生、道路・橋梁の損壊、生活関連施設の機能障害など、広い範囲にわたり大きな被害の発生が予想される。

このような被害の拡大を防止し、被災者の救援救護に全力をあげて対処するため、町、県及び各防災関係機関は、それぞれの計画に基づき、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、迅速かつ的確な活動体制のもと災害応急対策に万全を期すことを目的とする。

#### 1 町の活動体制

町は、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、法令又は本計画の定めるところにより、県及び防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。

上記の責務を遂行するため必要がある場合は、東庄町災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

また、県において千葉県災害対策本部等が設置されたときは、これと十分な連携を図りながら応急対策を進める。

東庄町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の組織及び運営は、「災害対策基本法」、「東庄町災害対策本部条例」の定めるところによる。

なお、災害に対して迅速かつ円滑な対応を図ることができるよう作成した「災害時応急活動マニュアル」により各職員がその内容を熟知するとともに、訓練等により検証し改善を行っていく。

#### 2 災害対策本部設置前の初動対応

「第2編第3章第1節2 災害対策本部設置前の初動対応」を準用する。

#### 3 災害対策本部

「第2編第3章第1節3 災害対策本部」を準用する。

#### 4 配備体制の区分・基準

配備区分に基づきあらかじめ各課で定めてある動員区分に従い、災害応急活動を実施する。なお、動員区分の適用は、被害の程度により弾力的に行う。

【風水害等配備区分・基準】

区分		基準	決定者
本部設置前	注意配備	①次の注意報の1つ以上が県北東部（香取・海匝）に発表され、災害の発生が予想される時。 大雨注意報、強風注意報、洪水注意報、竜巻注意情報	総務課長が決定
	警戒配備	①次の警報の1つ以上が県北東部（香取・海匝）に発表され、災害の発生が予想される時。 大雨警報、暴風警報、洪水警報、 ②各種警報等が発表されている状況下で、台風が通過する可能性があるとき。 ③避難準備・高齢者等避難開始の発令が検討される災害の発生が予想される時。	
災害対策本部	第1配備	①災害の危機が増大したとき。 ②局地災害が発生し、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがあるとき。 ③避難勧告の発令が検討される災害の発生が予想される時。	町長が決定
	第2配備	①災害の危険が極めて増大したとき。 ②数地区で災害が発生し、災害救助法の適用基準に達する程度の被害が発生するおそれがあるとき。 ③避難指示（緊急）の発令が検討される災害の発生が予想される時。	

【体制内容・動員区分】

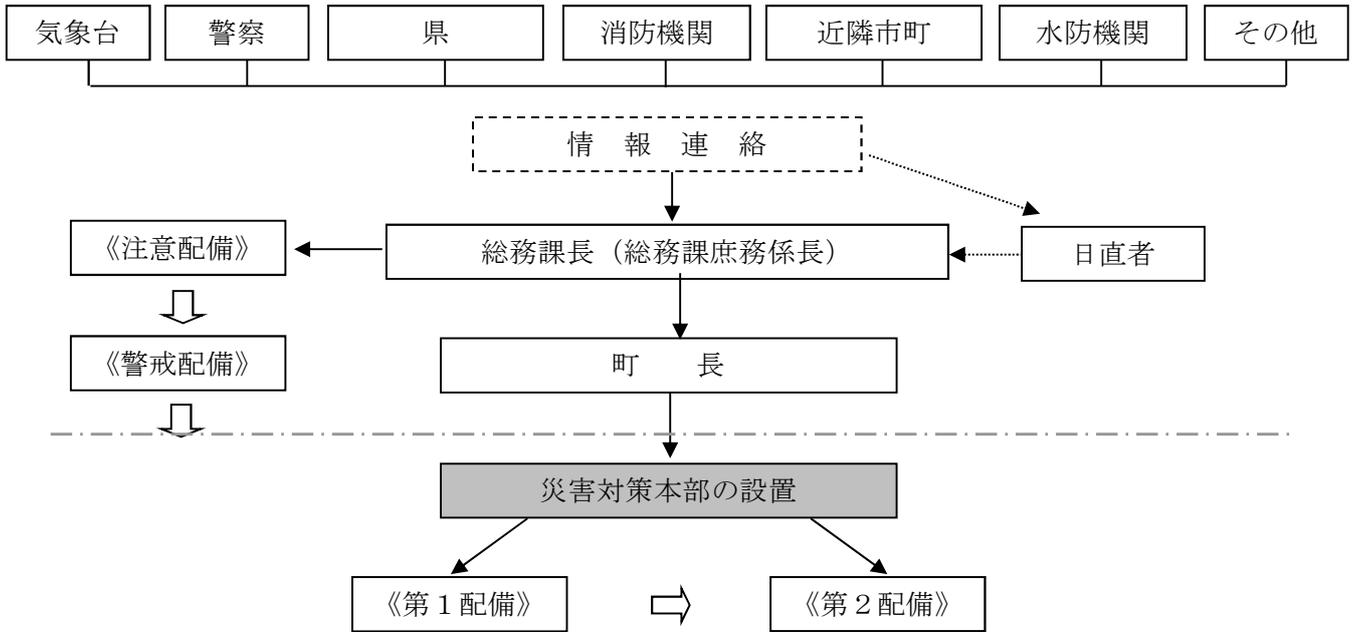
区分		体制内容・処理事項	動員区分・担当課
本部設置前	注意配備	①総務課・まちづくり課職員で情報収集をする。 ②警戒配備に移行する際の招集連絡を確認する。	①総務課・まちづくり課のうち定められた職員 ②警戒配備担当課は常時連絡がとれる体制とする。
	警戒配備	①関係課の少数の人員で、情報収集及び連絡活動等が円滑に行える体制をとる。 ②災害対策本部の設置に備える。	①以下の課のうち定められた職員 総務課、まちづくり課、健康福祉課、町民課、教育課
災害対策本部	第1配備	①災害応急対策に関係ある課の所要人員で、情報収集及び連絡活動並びに応急措置を実施する。 ②状況により第2配備に移行しうる体制とする。	①全ての課の定められた職員
	第2配備	①災害対策本部全員をもって対処する体制とし職員は全員防災業務に従事する。	①災害対策本部全員による組織配置 ②職員全員登庁又は在庁して指示を待つ。

5 動員配備の方法

町内に災害が発生し又は発生するおそれのあるときは、あらかじめ定められた風水害時の職員の配備基準に基づき配備体制を決定し、職員の動員を行い、必要に応じ関係機関職員の出動を要請する。

(1) 動員の伝達系統及び方法

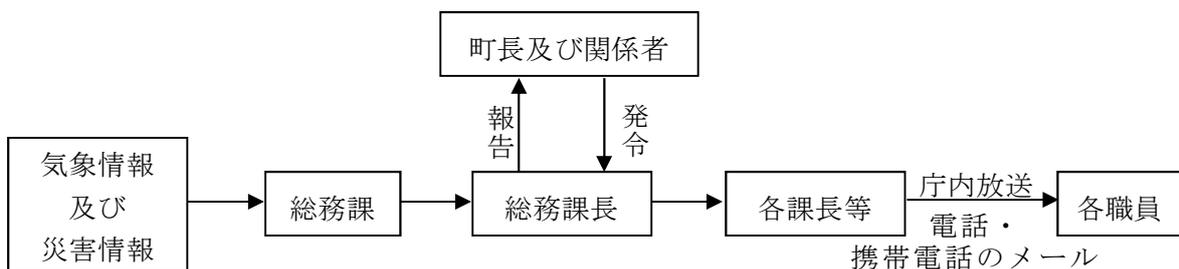
(1) 平常勤務時の伝達及び系統	総務課長は、災害対策本部が設置された場合（初動体制の場合も同じ）、本部長（町長）の指示に従い、各課長等に対し決定した配備体制を指令する。各課長等は、直ちに所属職員に連絡し、これを指揮して所掌事務又は業務を実施する体制を確立する。
(2) 休日又は退庁後の伝達	日直者及び連絡担当者は、次に掲げる情報を収受又は察知したときは、直ちに総務課長・総務課庶務係長に連絡して指示をあおぎ、必要に応じ関係課長に連絡する。 ① 気象警報が発令されたとき。 ② 災害が発生し、又は災害発生のおそれのある異常現象の通報があったとき。



(2) 連絡の方法

災害対策本部の設置、配備体制の決定及び動員通知は、庁内放送、電話・携帯電話のメール等を併用し、最も迅速・確実な方法で行う。

【連絡系統図】



6 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携

「第2編第3章第1節6 災害対策本部と県及び防災関係機関との連携」を準用する。

7 県への応援要請

「第2編第3章第1節7 県への応援要請」を準用する。

8 災害救助法の適用手続き等

「第2編第3章第1節8 災害救助法の適用手続き等」を準用する。

## 第2節 情報収集・伝達体制

[全ての課・機関]

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、被害を最小限にとどめるため気象情報等の防災情報及び被害情報を一刻も早く地域住民等へ伝達することが必要である。特に避難行動要支援者への伝達に万全を期する必要がある。また、円滑な応急対策活動を実施するため各防災機関は、緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する体制を整える必要がある。

### 1 通信体制

「第2編第3章第2節1 通信体制」を準用する。

### 2 気象注意報・警報等の収集・伝達及び気象業務組織

#### (1) 注意報・警報等の伝達体制の確立

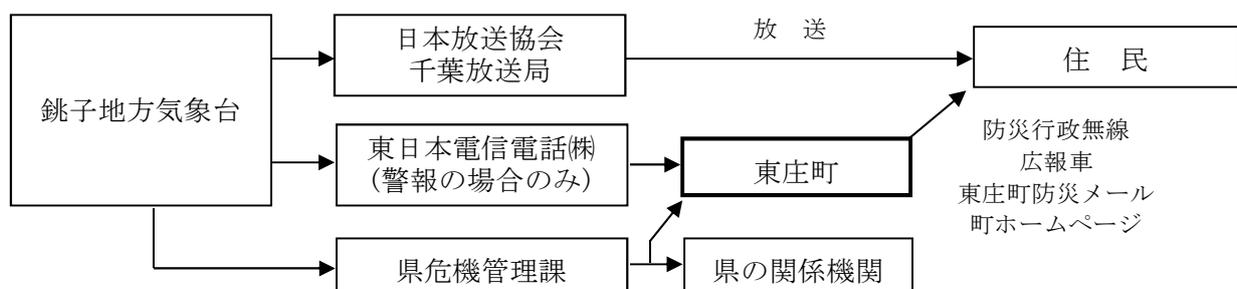
注意報・警報等伝達体制を確立し、関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう努める。また、県防災情報システムにより注意報、警報等が表示された場合、確認作業を行い、気象観測情報を収集する。

#### (2) 気象注意報・警報・情報の発表及び伝達

気象注意報・警報は、県防災行政無線電話、県防災情報システム、一般加入電話等で町に通報される。

住民に対する広報は、防災行政無線及び広報車、東庄町防災メール、町ホームページにより行うとともに、必要に応じ消防団等に通知し出動の準備を要請する。

#### 【気象注意報・警報伝達系統】



#### (3) 異常現象発見の際の手続き

ア 災害対策基本法第54条の規定に基づき、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちにその旨を町長又は警察官に通報する。

イ 通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報する。

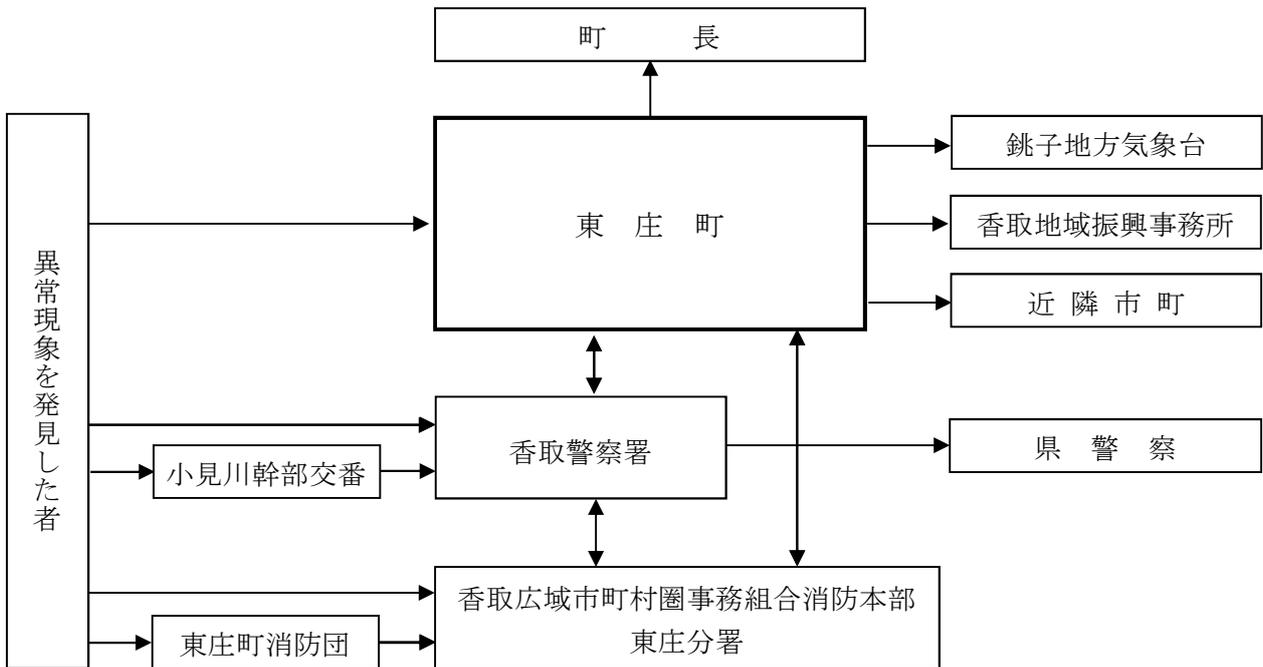
ウ 上記ア及びイにより通報を受けた町長は、直ちに下記の機関に通報する。

(ア) 銚子地方気象台

(イ) その災害に関係のある近隣市町

(ウ) 香取地域振興事務所、香取土木事務所及び香取警察署

**【通報系統】**



(4) 気象業務組織

本町の予報区及び注意報・警報に用いる細分区域名は次のとおりである。

**【細分区域名】**

府県予報区 (担当気象官署)	一次細分区域名	市町村等をまとめた 地域の区域名	二次細分区域名
千葉県 (銚子地方気象台)	北東部	香取・海匝	東庄町

注 警報・注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

3 気象に関する情報

(1) 特別警報・警報・注意報の種類、発表基準

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。

**【特別警報・警報・注意報の概要】**

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

**【特別警報・警報・注意報の種類と概要】**

特別警報・警報・注意報の種類	概要	
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。

特別警報・警報・注意報の種類	概要
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあると発表される。

## (2) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
土砂災害警戒判定メッシュ情報	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で5km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

**【警報・注意報の具体的な発表基準】**

(平成29年7月7日現在)  
発表官署 銚子地方気象台

東庄町	府県予報区		千葉県	
	一次細分区域		北東部	
	市町村等をまとめた地域		香取・海匝	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準 18	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 118	
	洪水	流域雨量指数基準	黒部川流域=20.9、桁沼川流域=6	
		複合基準*1	-	
		指定河川洪水予報による基準	利根川下流部 [横利根]	
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10cm	
	波浪	有義波高	-	
	高潮	潮位	-	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	12	
		土壌雨量指数基準	99	
	洪水	流域雨量指数基準	黒部川流域=16.7、桁沼川流域=4.8	
		複合基準*1	黒部川流域=(6, 16.7)、桁沼川流域=(6, 2.6)、利根川流域=(6, 123.1)	
		指定河川洪水予報による基準	利根川下流部 [横利根]	
	強風	平均風速	13m/s	
	風雪	平均風速	13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高	-	
	高潮	潮位	-	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪	-		
	濃霧	視程	視程 100m	
	乾燥	最小湿度 30%で、実行湿度 60%		
	なだれ	-		
	低温	夏季(最低気温): 銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続 冬季(最低気温): 銚子地方気象台で-3℃、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下		
	霜	4月1日~5月31日 最低気温4℃以下		
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

## 【市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説】

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。
- (8) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料（[http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_shisu.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)）を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (10) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料（[http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_kouzui.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)）を参照のこと。
- (11) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料（[http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index\\_kouzui.html](http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)）を参照のこと。
- (12) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(13) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

(14) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

**【雨を要因とする特別警報の指標】**

下記のいずれかを満たすと予想され、かつ、さらに雨が降り続くと予想される場合に、大雨特別警報を發表する。	
48 時間降雨量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5 kmメッシュが、ともに府県程度の広がり範囲内で 50 メッシュ以上出現	3 時間降水量及び土壌雨量指数において、50 年に一度の値以上となった 5 kmメッシュが、ともに府県程度の広がり範囲内で 10 メッシュ以上出現（ただし、3 時間降水量が 150 mm以上となった格子のみをカウント対象とする。）

※ 土壌雨量指数：降った雨が地下の土壌中にたまっている状態を指す値。この値が大きいほど、土砂災害発生の危険性が高い。

※ 3 時間雨量150mm：1時間50mmの雨（滝のようにゴーゴー降る、非常に強い雨）が3時間続くことに相当

**【雨に関する 50 年に一度の値】**

（平成 30 年 10 月 1 日現在）

地 域				50 年に一度の値		
府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	48 時間降水量 (mm)	3 時間降水量 (mm)	土壌雨量指数
千葉県	北東部	香取・海匝	東庄町	329	156	218

**【台風等を要因とする特別警報の指標】**

「伊勢湾台風」級（中心気圧 930hPa 以下又は最大風速 50m/s 以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を發表する。	
台風については、指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、大雨・暴風等の警報を特別警報として發表する。	温帯低気圧については、指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における、大雨・暴風（雪を伴う場合は暴風雪）等の警報を、特別警報として發表する。

**【雪を要因とする特別警報の指標】**

府県程度の広がりをもって 50 年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を發表する。

**【雪に関する 50 年に一度の値】（東庄町に近い地点）**

（平成 30 年 10 月 1 日現在）

府県予報区	地点名	50 年に一度の積雪深 (cm)	既往最新積雪 (cm)
千葉県	銚子	4	17

(3) 注意報・警報（以下、特別警報も含む）の取扱い

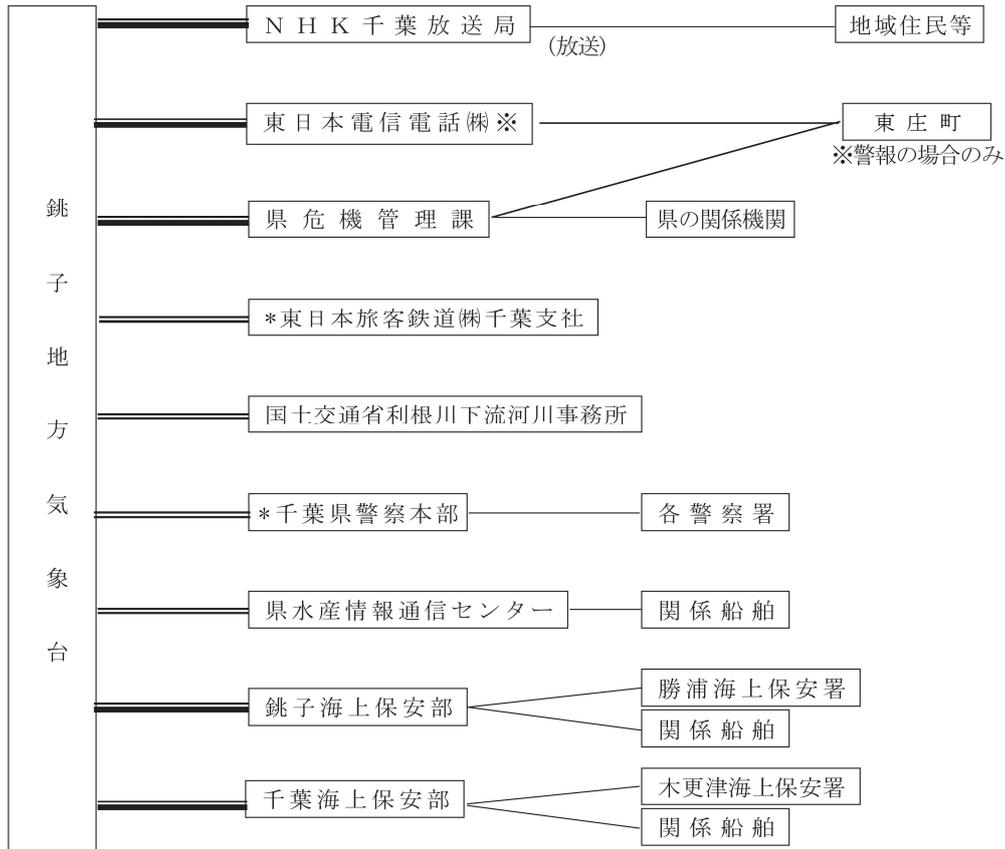
ア 注意報及び警報の切替え、解除

注意報及び警報は、新たな注意報又は警報が行われた時に切替えられ、解除されるまで継続するものとする。注意報及び警報の一部を変えるとき又は新しい事項を追加する必要のある場合は、新たな注意報又は警報を行い切替えるものとする。

注意報・警報の必要がなくなった場合は、その注意報・警報を解除するものとする。

(4) 注意報・警報等の伝達系統図

【伝達系統図】



==== 法令（気象業務法等）による通知  
 ===== 行政協定、地域防災計画等による伝達

- 1 伝達は、銚子地方気象台から県庁までの伝達は「防災情報提供システム等」により行う。
- 2 障害等により上記1の通信経路が途絶した場合は、代替経路として、千葉県防災行政無線及びNTT公衆回線等で行う。
- 3 \*気象業務支援センターを経由

(5) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき銚子地方気象台と千葉県が共同発表するものである。

ア 土砂災害警戒情報の目的

大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難を支援することを目的とする。

イ 特徴及び利用に当たっての留意点

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定し、発表されるもので、個別の災害発生箇所、時間、規模などを詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、発表は土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表の対象とされないことに留意する。

ウ 発表対象地域

千葉県内の市町村毎に発表。ただし、土砂災害危険箇所のない浦安市、九十九里町、白子町、長生村は除く。

エ 発表基準等

(ア) 警戒基準

大雨警報が発表中であり、降雨の実況及び2時間先までの降雨予測値を基に作成した指標があらかじめ定められている当該情報の発表基準に達した場合

(イ) 情報の解除

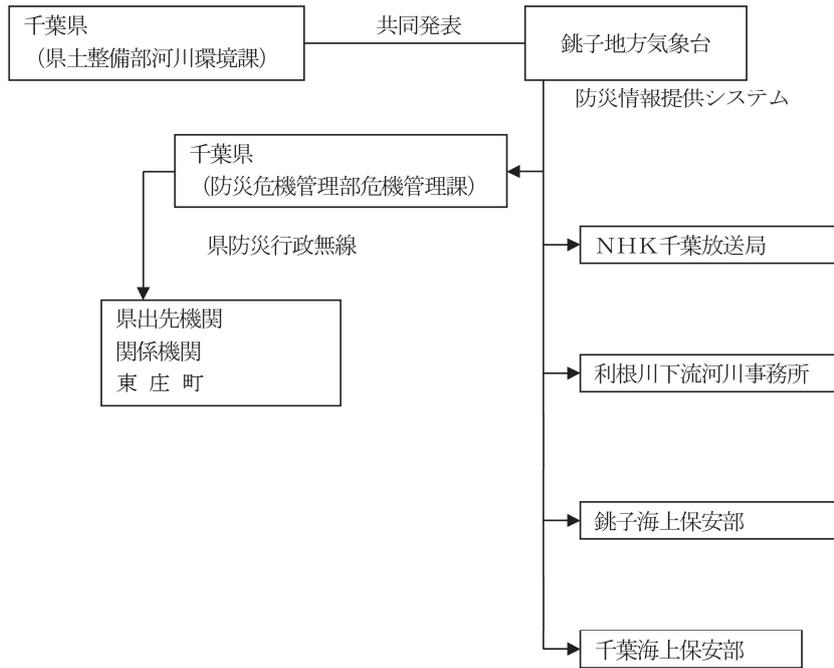
降雨の実況値を基に作成した指標が発表基準を下回り、短時間で再び発表基準に達しないと予想される場合、又は、無降水時間が長時間続いているにもかかわらず指標が発表基準を下回らない場合は、千葉県と銚子地方気象台が協議の上、解除できるものとする。

(ウ) 暫定基準

地震等で現状の基準を見直す必要があると考えられた場合は、千葉県と銚子地方気象台は「千葉県地震等発生時の暫定基準」に基づき、基準を取扱うものとする。

(エ) 伝達体制

【伝達系統図】



(6) 警報級の可能性

5日先までの警報級の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県北東部など）で、2日から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（千葉県）で発表される。

(7) 気象情報

気象等の予報に関係のある台風、その他の気象現象等についての情報を、一般及び関係機関に対して、具体的かつ速やかに発表する。

発表形式は、標題、発表年月日時、気象官署名、見出し、本文の順序とする。

(8) 火災気象通報

この通報は、消防法（昭和23年法律第186号）第22条第1項の規定により行う通報である。火災の危険があると認めたときは、銚子地方気象台がその状況を県知事に通報するものである。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況から火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令することができる。

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

ア 実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になる見込みのとき。

イ 平均風速13m/s以上の風が吹く見込みのとき。

ただし、降雨（雪）を伴うときは、火災気象通報を行わないことがある。

※ 基準値は気象官署の値（ただし、銚子地方気象台は15m/s以上）

(9) 大気汚染気象通報

この通報は、千葉県の公害防止担当機関に対し、大気汚染に関連する気象状況及び気象予報に関する次の通報を行っている。

ア 大気汚染気象予報

イ スモッグ気象情報

(10) 気象警報通報

この通報は、気象業務法（昭和27年6月2日法律第165号）第15条に基づき、気象警報を住民に対して、迅速かつ確実に周知徹底させることを目的としている。

ア 地方気象情報、府県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

イ 台風に関する気象情報

台風の影響が予想される場合に、住民に対して、台風の状況の周知と防災対策の必要性を喚起することを目的として発表する。

ウ 記録的短時間大雨情報

数年に1度しか起こらないような、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測した場合、記録的短時間大雨情報を発表する。

エ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に発表する情報。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。

この情報の有効期間は、発表から1時間である。

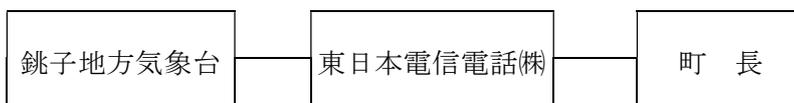
オ 通報系統

(ア) 通報系統

a 千葉県知事



b 東日本電信電話（株）



c 日本放送協会



d その他警察庁、国土交通省、県等の県内機関及び報道関係等に通報する。

(イ) 東日本電信電話（株）への電文は下記のとおり

気象警報	暴風警報	ボウフウ
	暴風警報解除	ボウフウカイジョ
	暴風雪警報	ボウフウセツ
	暴風雪警報解除	ボウフウセツカイジョ
	大雨警報	オオアメ
	大雨警報解除	オオアメカイジョ
	大雪警報	オオユキ
	大雪警報解除	オオユキカイジョ
洪水警報	洪水警報	コウズイ
	洪水警報解除	コウズイカイジョ

4 被害情報等収集・報告

「第2編第3章第2節5 被害情報等収集・報告」を準用する。

5 災害時の広報

「第2編第3章第2節6 災害時の広報」を準用する。

## 第3節 水防計画

[総務課・まちづくり課]

町内の各河川等に対し、水防上必要な監視、警戒、予防等を行うとともに水閘門の操作、消防本部や県及び近隣水防管理団体等との協力、水防資材及び設備の運用等を実施し被害の軽減を図る。

なお、水防計画の詳細は、「東庄町水防計画」による。

### 1 水防の目的

東庄町水防計画に基づき、洪水、内水氾濫等による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減する目的をもって、町内の各河川等に対して水防上必要な監視、警戒、予防、警報、通信、連絡、輸送及び水閘門の操作を行う。

また、水防のための消防機関等の活動、近隣水防管理団体間における協力及び応援並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備運用等を実施する。

### 2 水防の責任

#### (1) 町（水防管理団体）

水防管理団体である町は、水防計画並びに各々の水防計画に基づき各々その管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する。

#### (2) 県

県(水防本部)は、管下の各水防管理団体が行う水防が十分行われるようにすべき責任を有する。

#### (3) 知事は、指定した河川、湖沼又は海岸について洪水又は高潮等により相当の損害を生ずるおそれがあると認めたときは水防警報を発し、関係機関に通知しなければならない。

#### (4) 一般住民

常に気象状況、水防状況等に注意し、水防が予想される場合、自らの安全の確保を最優先するとともに、地域でともに助け合い、水防に協力しなければならない。

### 3 安全配慮

洪水に対応する際は、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

#### (1) 水防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項

ア 水防活動時にはライフジャケットを着用する。

イ 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。

ウ 水防活動時には、ラジオの携行等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。

エ 水防活動は、原則として複数人で行う。

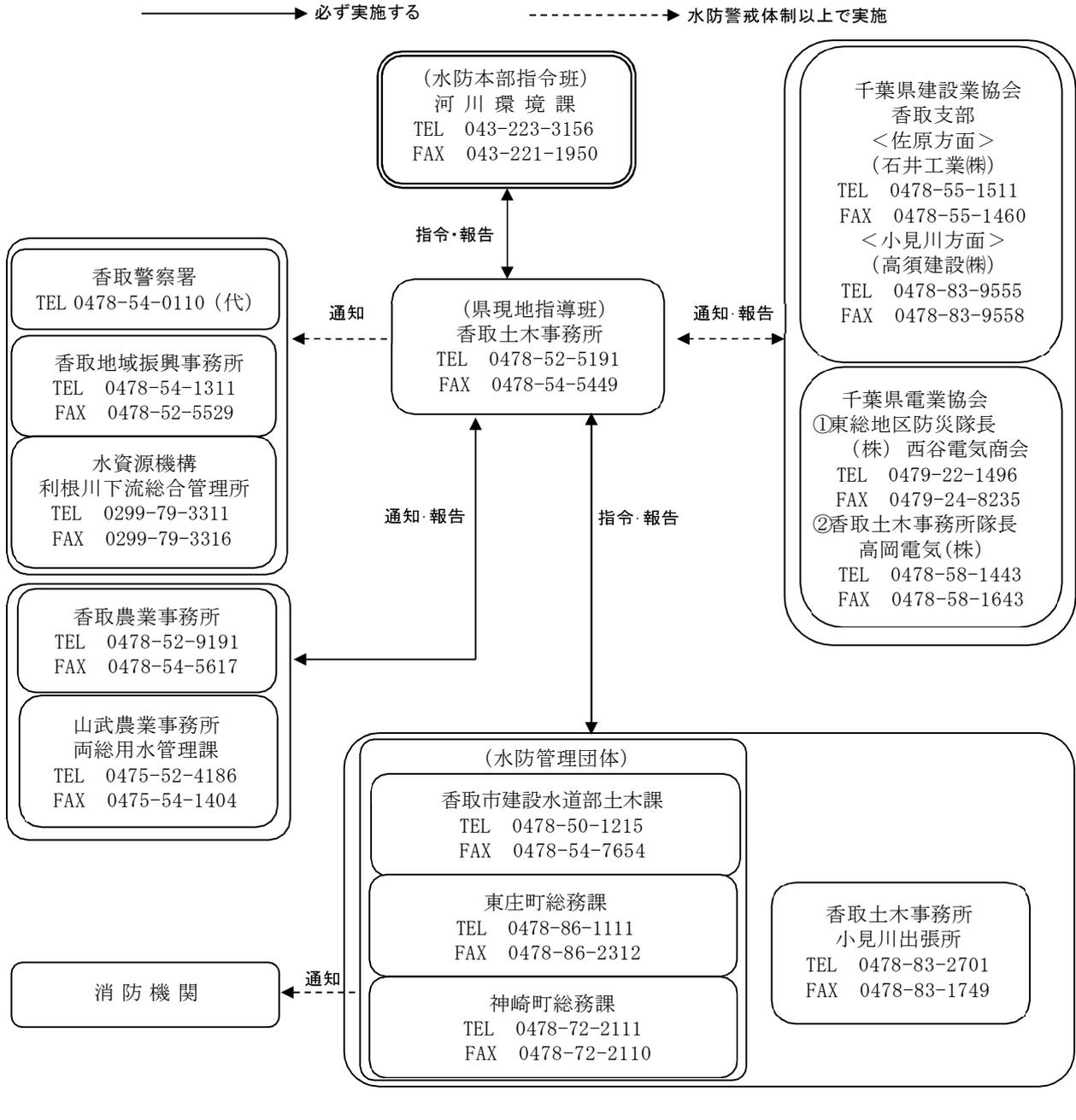
### 4 水防組織

水防管理者（町長）は、洪水その他による水災の発生又は発生するおそれがあるとき、又は水防警報の通知を受け、必要があると認めたときは、「第2編第3章第1節 災害対策本部活動」の定めるところにより災害対策本部を設置し、水防に関する事務を処理する。

### 5 連絡系統

香取土木事務所管内の連絡系統は次のとおりである。

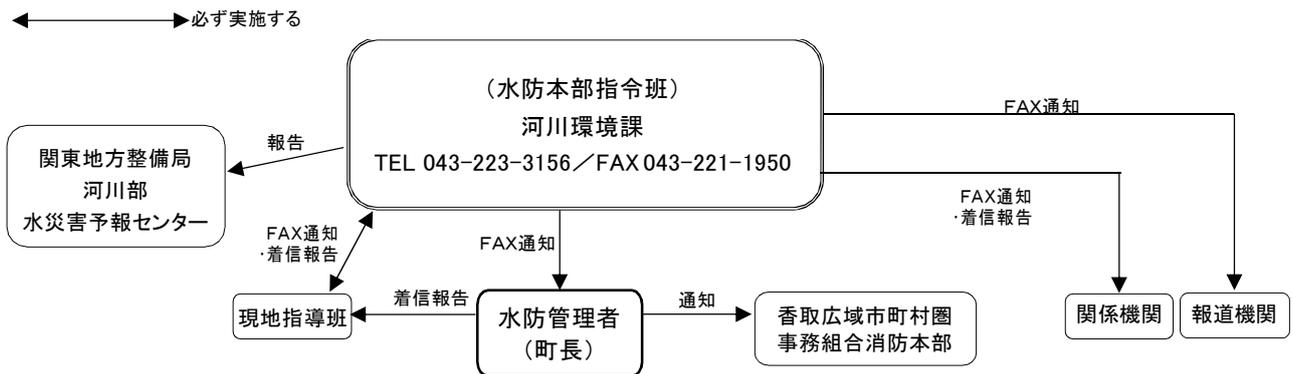
【水防本部水防指令情報伝達系統 香取土木事務所】



水防警報伝達系統 香取土木事務所

河川名	観測所	水位基準	伝達系統
黒部川	しんかいばし 新開橋	氾濫危険 2.10m 氾濫注意 1.80m 水防団待機 1.50m	<p>香取土木事務所</p> <p>河川環境課</p> <p>防災危機管理部 危機管理課</p> <p>香取市</p> <p>東庄町</p> <p>銚子地方気象台</p> <p>香取警察署 香取地域振興事務所 香取農業事務所</p> <p>指令・報告 (Solid arrow)</p> <p>情報提供 (Dashed arrow)</p>

【氾濫危険情報の伝達系統】



6 水防管理団体

水防法第2条第2項による水防管理団体である町は、区域内の河川等で水防を必要とする箇所を警戒防御するため、水防又は消防機関を組織しておく。

(1) 水防管理団体の配備

ア 水防団員の配備

水防管理団体員（水防事務担当者）の配備については千葉県水防本部員に準ずるものとし、町はあらかじめその体制を整備する。

イ 作業員に対する出動準備並びに出動

(ア) 概要

水防警報が発せられたとき、水位が知事の定める氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めるときは、県の水防計画で定めるところにより消防機関等を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。（法第17条）

その基準はおおむね次のとおりである。

a 出動準備

水防管理者（水防管理団体の長）は次の場合、管轄する消防機関等に対し出動準備をさせるものとする。

- (a) 水防警報により待機又は準備の指令が発表されたとき。
- (b) 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達して、なお上昇のおそれがあるとき、かつ出動の必要が予測される時。
- (c) 上記の外、水防管理者（町長）が水防上必要であると認めたとき。

(イ) 出動

水防管理者（町長）は次の場合直ちに管轄する消防機関等を出動させ警戒配置につかせるものとする。

- a 水防警報により出動の指令が発表されたとき。
- b 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき。
- c 上記の外、水防管理者（町長）が水防上必要であると認めたとき。

## 7 水防訓練

町は、県の実施する水防訓練に参加する。

## 8 洪水予報・水防警報

## (1) 気象庁が単独で行う洪水の予報

## ア 洪水予報

気象庁長官は、気象等の状況によって洪水のおそれがあると認めたとき、水防法第10条第1項及び気象業務法第14条の2に基づき、その状況を国土交通大臣及び千葉県知事に通知し、さらに必要に応じ一般に周知しなければならない。

## イ 予警報の種類

水防活動に関する予報警報の種類は次のとおりである。

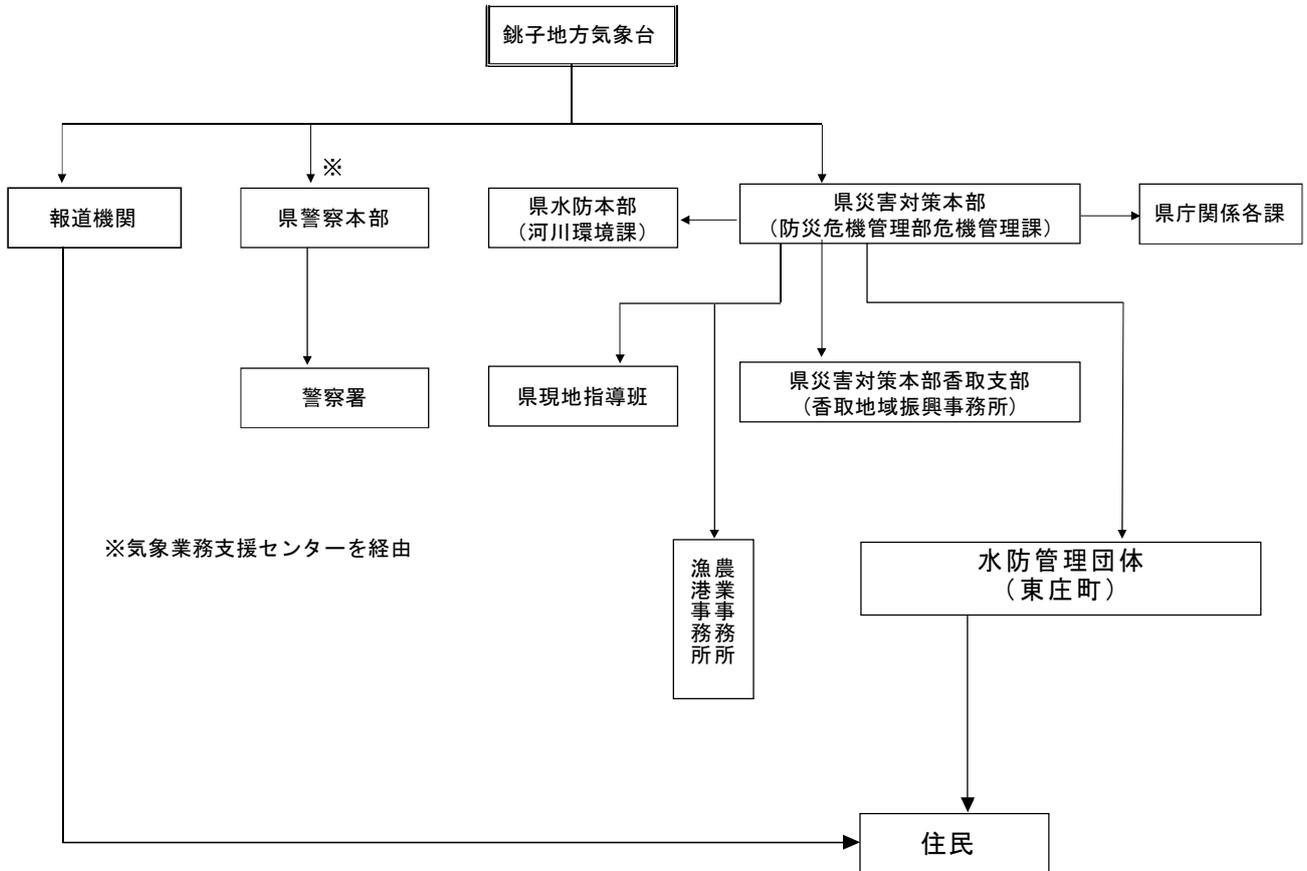
## 【水防活動に関する予報警報の種類】

銚子地方気象台

水防活動の利用に適合する警報・注意報	一般の利用に適合する警報・注意報	概要
水防活動用気象警報	大雨警報又は大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがある（又は著しく大きい。）と予想されたとき。
水防活動用気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
水防活動用洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

(2) 気象情報伝達系統図

【気象情報伝達系統図】



(3) 県知事が行う水防警報等

ア 県知事が行う水防警報 (水防法第16条)

河川・海岸名	観測所名	所在地	零点高 (m)	水防団待機 (通報) 水位 (m)	氾濫注意 (警戒) 水位 (m)
(一) 黒部川	新開橋	香取市小見川	YP-0.17	1.50	1.80

イ 県知事が行う水位情報の通知及び周知 (水防法第13条)

河川名	観測所名	所在地	零点高 (m)	水防団待機 (通報) 水位 (m)	氾濫注意 (警戒) 水位 (m)	氾濫危険 (特別警戒) 水位 (m)
(一) 黒部川	新開橋	香取市小見川	YP-0.17	1.50	1.80	2.10

ウ 水防警報の種類、内容及び発表基準

知事は、国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の通知を受けたとき、又は知事が指定した河川について水防警報をしたときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知するものとする。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

**【水防警報の種類、内容及び発表基準】**

種類	内 容	発 表 基 準
待機	1 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況により特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	〇〇川氾濫注意情報（洪水注意報）等により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき、又は水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な堤防から水があふれる・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの	〇〇川氾濫危険情報（洪水警報）等により、又は既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、又は、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。		

(4) 国土交通大臣が行う洪水予報・水防警報等

ア 関東地方整備局と気象庁が共同で行う洪水予報

水防法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項に基づき国土交通大臣が指定し、水位流量を示して、洪水の予報を行う本町に関係ある河川は次のとおりとし、氾濫後の水位情報等についても同様とする。

なお、関東地方整備局と気象庁が共同して行う洪水予報は、河川の水位流量を示して行う。

**【洪水予報河川】**

河川名	実 施 区 域	基準地点
利根川 (下流部)	左岸 茨城県稲敷郡河内町生板鍋子新田 1842 番 9 号地先～海まで 右岸 千葉県印旛郡栄町大字西字耕地 650 番 6 地先～海まで	横利根

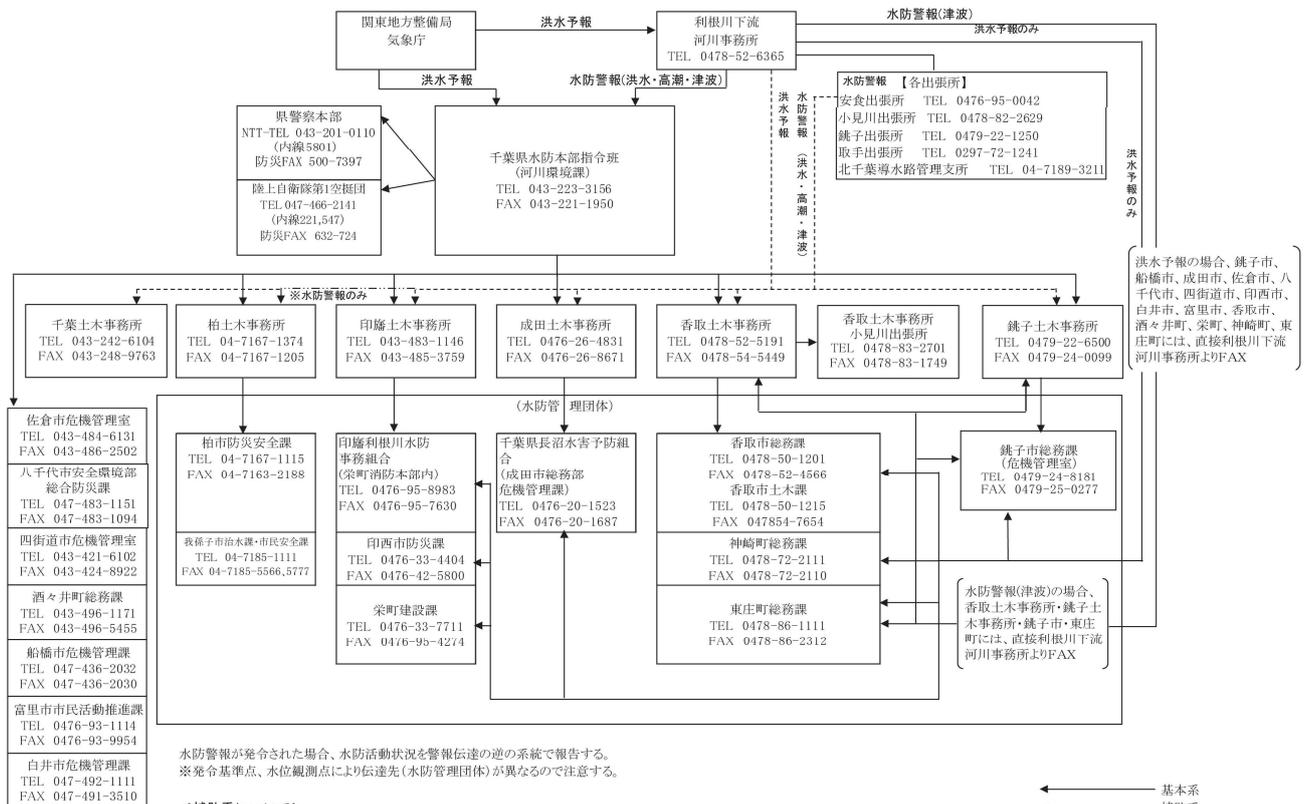
【洪水予報の種類】

種類	内容
利根川(下流部) 氾濫注意情報 (洪水注意報)	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 氾濫の発生に対する注意を求める段階である。
利根川下流部 氾濫警戒情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 避難準備等の氾濫発生に対する警戒を求める段階であり、避難準備・高齢者等避難開始の発令の判断の参考とする。
利根川下流部 氾濫危険情報 (洪水警報)	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難勧告等の発令の判断の参考とする。
利根川下流部 氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。

【伝達系統(基本系及び責任者)】

伝達担当官署	河川名	発表者 (通知責任者)	受信者 (受報責任者)	伝達方法
国土交通省 関東地方整備局	利根川 下流部	関東地方整備局 (水災害予報センター長)	千葉県 水防本部指令班 (河川環境課長)	マイクロファックス 国土交通省専用電話 NTT線

イ 洪水予報・水防警報伝達系統概要図  
(利根川：利根川下流河川事務所管理区間)



9 情報収集及び巡視、警戒

(1) 雨の強さと降り方の目安

1時間雨量 (mm)	10 以上～ 20 未満	20 以上～ 30 未満	30 以上～ 50 未満	50 以上～ 80 未満	80 以上
予報用語	やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
人の受けるイメージ	ざーざーと降る	どしゃ降り	バケツをひっくり返したような雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)	息苦しい圧迫感、恐怖を感じる
人への影響	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	傘をさしていてもぬれる		傘は全く役に立たなくなる	
屋内(木造)	雨の音で話し声がよく聞き取れない	寝ている人の半数ぐらいが雨に気づく			
屋外の様子	地面一面に水たまりができる		道路が川のようになる	水しぶきで辺り一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	
車に乗っていて		ワイパーを速くしても見づら	高速走行時車輪と路面の間に水膜が生じ、ブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)	車の運転は危険	
災害発生状況	この程度の雨でも長時間続くときは注意が必要	側溝や下水、小さな川があふれ、小規模の崖崩れが始まる	<ul style="list-style-type: none"> <li>山崩れ、崖崩れが起きやすくなり危険地帯では避難の準備が必要</li> <li>都市では下水管から雨水があふれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市部では地下室や地下街に雨水が流れ込む場合がある</li> <li>マンホールから水が噴出する・土石流が起こりやすい</li> <li>多くの災害が発生する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雨による大規模な災害の発生のおそれ強く、厳重な警戒が必要</li> </ul>

(2) 情報収集手段

ア 県が行う情報提供

(ア) 水防本部職員専用情報

a 「雨量水位観測情報」パソコン版

<http://suibo2.bousai.pref.chiba.lg.jp/> (ID・PW 必要)

b 「土砂災害警戒情報システム」パソコン版

<http://dosyabo.bousai.pref.chiba.lg.jp/staff/inside/index.html> (ID・PW 必要)

c 「千葉県砂防GIS」パソコン版

<http://sabogis.bousai.pref.chiba.lg.jp/webGIS/map.aspx> (ID・PW 必要)

(イ) 一般向け情報提供

a 「雨量水位観測情報」「気象注警報」

パソコン版 <http://suibo.bousai.pref.chiba.lg.jp/>

携帯電話版 <http://suibo.bousai.pref.chiba.lg.jp/mobile/>

イ 国が行う情報提供

(ア) 行政向け

a 国土交通省「統一河川情報システム」

パソコン版 <http://city.river.go.jp/> (ID・PW 必要)

提供情報：雨量水位情報、レーダー観測情報、水防警報洪水予報 等

b 気象庁「防災情報提供システム」

<https://bosai.jmainfo.go.jp> (ID・PW 必要)

提供情報：気象警報・注意報、流域雨量指数の予測値、各種気象情報、お知らせ等

(イ) 一般向け

a 国土交通省「川の防災情報」

パソコン版 <http://www.river.go.jp/>

携帯電話版 <http://i.river.go.jp/>

提供情報：雨量水位情報、レーダー観測情報、水防警報洪水予報 等

b 国土交通省「ハザードマップポータルサイト」

<http://disaportal.gsi.go.jp/>

c 銚子地方气象台

<http://www.jma-net.go.jp/choshi/>

d 気象庁

<http://www.jma.go.jp/jma/index.html>

提供情報：各種気象情報、洪水警報の危険分布等

(3) 報道機関を通じた情報提供

水位周知河川に指定された河川において、水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に達した時に、氾濫危険情報の周知として、報道機関へ千葉県報道広報課を通じて情報提供され放送される。

テレビ	ラジオ
千葉テレビ放送(株)	NHK千葉放送局 (FM放送) 千葉 80.7、館山 79.0、白浜 82.9、勝浦 83.7、銚子 83.9 (MHz)

(4) その他

ア 気象注意報警報等について

銚子地方气象台 0479 - 22 - 0074

イ その他インターネットなどの情報提供サイト

日本気象協会 <http://tenki.jp/>

東京電力 <http://thunder.tepco.co.jp/>

## (5) 巡視（平常時）

水防法第9条に基づき巡視の要領又は基準は次のとおりとする。

水防管理者（町長）、消防本部長は、管轄する区域内の河川等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該施設管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

## (6) 警戒（出水時）

## ア 洪水

水防管理者（町長）、消防本部長は出動命令を出したときから水防区域の監視及び警戒を厳重に行い、被害箇所、その他重要な箇所を中心として巡回し、特に次の状態に注意し異常を発見した場合は直ちに県現地指導班に報告するとともに水防活動を開始する。

(ア) 堤防斜面の居住地側で漏水又は飽水に依る亀裂及び欠け崩れ

(イ) 堤防斜面の川側で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ

(ウ) 堤防上面の亀裂又は沈下

(エ) 堤防から水があふれる状況

(オ) 水門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締り具合

(カ) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常

## (7) 緊急通行

## ア 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

## イ 損失補償

水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

## (8) 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、もしくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

## (9) 避難のための立退き

水防法第29条に基づき洪水等の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防本部長、その命を受けた水防本部構成員又は水防管理者は、必要と認める区域の住民に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。

水防管理者（町長）が指示する場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨通知しなければならない。

## (10) 決壊時の処置並びに決壊後の処置

ア 水防法25条に基づき、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したとき（地震による場合も含む）は、水防管理者（町長）、消防本部長は、直ちにこれに関係者（当該施設管理者並びに管轄

する県現地指導班)に通報しなければならない。

イ 利根川筋における取扱いについては前記の処置と同時に「8(4)イ 洪水予報・水防警報伝達系統概要図」の逆の系統で、直ちに関係機関(国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所)に報告しなければならない。

(11) 水防配備の解除

ア 県の水防配備の解除

県水防本部長は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、配備の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

イ 水防管理団体(町)の水防配備の解除

水防管理者(町長)は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防配備体制を解除する。

なお、配備を解除したときは、県現地指導班を通じ水防本部指令班(河川環境課)に報告する。

(12) 協力応援

ア 応援体制

水防法第23条に基づき、水防のため緊急の必要あるときは、水防管理者(町長)は、他の水防管理者又は市町村長、消防長に対して応援を求めることができる。

応援体制については、あらかじめ水防計画書に記載しておくこととする。

イ 応急対策に関する協力要請

水防本部は、「地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務基本協定」に基づき、風水害等の災害が発生するおそれのある場合の防止、及び災害が発生した場合の応急対策に係わる業務の施行に関し、下記協会に要請することができる。

一般社団法人	千葉県建設業協会
一般社団法人	千葉県電業協会
公益社団法人	千葉県測量設計業協会
一般社団法人	千葉県地質調査業協会
一般社団法人	関東地質調査業協会千葉県支部
一般社団法人	千葉県建設コンサルタント業協会
一般社団法人	千葉県建設業協会
一般社団法人	千葉県電業協会

ウ 水防体制の強化

(ア) 警察官の援助要請

水防法第22条に基づき、水防管理者は水防のため水防区域の立入禁止、盗難予防、避難立退きのための誘導及び緊急輸送等必要があると認めるときは警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(イ) 車両の移動等の措置命令、強制措置等について

災害対策基本法の一部を改正する法律(平成26年11月21日公布)により、災害時における緊急通行車両の通行を確保するため、道路管理者による緊急通行車両の通行の確保のための措置等の規定が新たに盛り込まれ、道路管理者、警察官及び消防本部等は、車両の移動等の措置命令、強制措置等の行為が可能となったことから、水防管理者(町長)は警察署及び

道路管理者等と密接な連絡をとって、水防体制の強化を図ることとする。

なお、消防本部は、警察官がいない場合に限りこのような措置を講ずることができる。

(ウ) 自衛衛隊の災害派遣要請

自衛隊派遣要請に基づき、町長は知事に自衛隊の災害派遣要請の要求をすることができる。

(エ) 国土交通省関東地方整備局が所有する災害対策用資機材の派遣要請

自治体は国土交通省関東地方整備局が所有する災害対策用資機材の派遣を要請することができる。なお、派遣要請の受付窓口は国土交通省関東地方整備局企画部防災課及び最寄りの事務所となっている。

・ 関東地方整備局企画部防災課 電話 048-600-1333、FAX 048-600-1376

(13) 水防報告

ア 緊急報告

水防管理者（町長）が県現地指導班長に緊急に報告すべき事項は次のとおりとする。

(ア) 消防機関等を出動させたとき。

(イ) 他の水防管理者に応援を要求したとき。

(ウ) 堤防が決壊、氾濫したとき。

(エ) その他必要と認める事態の生じたとき。

イ 水防顛末報告

水防が終結したときは遅滞なく次の事項を取りまとめて、水防管理者（町長）は水防活動実施報告書様式別紙様式により管轄する県現地指導班長に報告し、これを保管しなければならない。（水防法第47条第1項、第2項）

(ア) 降雨並びに水位記録

(イ) 出動並びに水防解除の時刻

(ウ) 消防機関等に属する者の出動の時刻及び人員

(エ) 水防作業の状況

(オ) 堤防その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果

(カ) 使用資器材の種類及び員数とその消耗分及び回収分

(キ) 水防法第21条による収用又は使用の器具、資器材の種類、員数及び使用場所

(ク) 障害物を処分した数量及びその事由、並びに除却の場所

(ケ) 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者名とその事由

(コ) 他の水防管理者又は消防長に対して、応援を求めたときはその状況

(サ) 居住者出動の状況

(シ) 警察官の出動状況

(ス) 県現地指導班の出動人員名簿

(セ) 立退きの状況及びそれを指示した事由

(ソ) 水防関係者の死傷

(タ) 殊勲者及びその功績

(チ) 雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見

(ツ) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときはその場所及び損傷状況

(テ) その他必要となる事項

(ト) 社団法人千葉県建設業協会及び電業協会の協力要請状況

## 第4節 避難計画

〔総務課・町民課・健康福祉課〕

風水害等による災害に際し、住民等を安全な場所に避難させ、人的被害の軽減を図る。この際、避難行動要支援者の安全避難について、特に留意する。

なお、避難場所への避難よりも屋内での待避が安全な場合には、屋内に留まることのほか、建物の2階以上や屋上等上階への移動を指示するものとする。

### 1 計画方針

「第2編第3章第3節1 計画内容」を準用する。

### 2 実施機関

「第2編第3章第3節2 実施機関」を準用する。

### 3 避難の勧告又は指示等

- (1) 災害時における住民等の生命又は身体の保護のため、又は災害の拡大防止のために特に必要があると認められるときは、関係法令の規定やガイドラインに基づき、避難の勧告又は指示を行う。

#### ア 町長の措置

(ア) 町長は、火災、崖崩れ等の事態が発生し、又はその拡大のおそれがあり、住民等の生命身体の危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民等に対し、速やかに避難のための立ち退きの勧告又は指示を行い、指示等を行ったときは知事へ報告する。

また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、「屋内安全確保」等の安全確保措置を指示する。

町長は、避難勧告等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

町長は、避難の勧告又は指示等を行う場合、必要に応じて銚子地方气象台や利根川下流河川管理事務所等の国の機関や県に対し、災害に関する情報等の必要な助言を求める。

知事は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施すべき立ち退きの勧告また指示に関する措置の全部又は一部を町長に代わって実施する。

(イ) 町長は、避難行動要支援者等、自力での避難に時間を要する住民に対して特に配慮するものとし、国が作成した「避難勧告等に関するガイドライン」に基づき、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）について判断基準を整備する。

(ウ) 町長は、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。

町は、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動や、「屋内安全確保」といった適切な行動を住民がとれるように努める。

また、夜間や早朝に突発的局地的豪雨が発生した場合における、エリアを限定した伝達に

ついて、地域の実情に応じたエリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討する。

#### イ 警察官等の措置

警察官は、災害の発生により、住民等の生命、身体に危険を及ぼすおそれのある事態が発生し、町長が措置をとることができないと認めるとき、又は町長から要求があったとき、直ちに当該地域住民に避難のための立ち退きを指示する。

警察官は、住民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民等に避難のための立ち退きを指示する。

なお、立ち退きを指示した場合は、直ちに町長へ通知する。

また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、屋内での待避等安全確保措置を指示する。

#### ウ 自衛官の措置

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる住民に当該区域からの退去を命じることができる。

#### エ 知事等の措置

知事又はその命を受けた水防本部構成員は洪水等により著しく危険が切迫していると認めるときは危険な区域の住民に対し避難のための立ち退きを指示する。

### (2) 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の内容

町長等が避難準備・高齢者等避難開始の発表や避難の勧告又は指示を行う場合は、状況の許す限り次の各号に掲げる事項を明らかにして、これを行う。

#### ア 避難対象地域

#### イ 避難先

#### ウ 避難経路

#### エ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）の理由

#### オ その他必要な事項

### (3) 避難の措置と周知

避難の措置を実施した者又は機関は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。

#### ア 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は防災行政無線、東庄町防災メール、町ホームページ、広報車等を活用するほか報道機関や自主防災組織の協力を得て周知徹底を図る。

#### イ 関係機関の相互連絡

町、県、県警察、自衛隊は、避難の措置を行った場合においては、その内容について相互に通報連絡する。

(4) 避難勧告等の基準

【判断基準（洪水等）】

区 分	判 断 基 準
避難準備・ 高齢者等 避難開始	1 相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 2 大雨・洪水注意報が発表されたときで、必要と判断した場合 3 指定河川洪水予報：利根川下流部氾濫警戒情報が発表され、洪水警報の危険度分布で町内河川に「警戒」が表示された場合 4 黒部川水防警報（新開橋：水防団待機水位）が発表され、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 新開橋地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② 黒部川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合 ③ 新開橋地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 5 大雨警報（浸水害）の危険度分布により、町域内に「警戒」が表示された場合 6 軽微な漏水・浸食等が発見された場合 7 避難準備・高齢者等避難開始の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 8 近隣での浸水や、河川・水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により、浸水のおそれがあると見込まれる場合
避難勧告	1 相当な豪雨で、災害の発生が予想される場合 2 大雨・洪水警報が発表されたときで、必要と判断した場合 3 大雨特別警報が発表された場合 4 指定河川洪水予報：利根川下流部氾濫危険情報が発表され、洪水警報の危険度分布で町内河川に「非常に危険」が表示された場合 5 黒部川水防警報（新開橋：氾濫注意水位）が発表され、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 ① 新開橋地点上流の水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② 黒部川の流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合 ③ 新開橋地点上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 6 大雨警報（浸水害）の危険度分布により、町域内に「非常に危険」が表示された場合 7 異常な漏水・浸食等が発見された場合 8 避難勧告の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 9 近隣での浸水や、河川・水路の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により、浸水の危険が高い場合
避難指示 （緊急）	1 決壊や越水・溢水が発生した場合 2 指定河川洪水予報：利根川下流部氾濫発生情報が発表され、洪水警報の危険度分布で町内河川に「極めて危険」が表示された場合 3 黒部川氾濫危険情報（新開橋：氾濫危険水位）が発表された場合 4 大雨警報（浸水害）の危険度分布により、町域内に「極めて危険」が表示された場合 5 避難指示（緊急）の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 6 異常な溢水・浸食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 7 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（発令対象区域を限定する。）

※洪水警報の危険度分布、大雨警報（浸水害）の危険度分布は気象庁による。

河川名	観測所名	地先名	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位
利根川	横利根	茨城県稲敷市西代	2.10m	2.85m	4.30m	4.40m
黒部川	新開橋	千葉県香取市小見川	1.50m	1.80m	—	2.10m

## 【判断基準（土砂災害）】

区分	判断基準
避難準備・ 高齢者等 避難開始	1 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達（町域内に「警戒」が表示）」する場合 2 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に到達することが想定される場合 3 大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合
避難勧告	1 土砂災害警戒情報が発表された場合 2 土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（町域内に「非常に危険」が表示）」する場合 3 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 4 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
避難指示 （緊急）	1 土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達（町域内に「極めて危険」が表示）」した場合 2 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 3 土砂災害が発生した場合 4 山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 5 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者等に促す必要がある場合

※土砂災害に関するメッシュ情報は気象庁による。

※洪水等・土砂災害において、避難のための立ち退きを行うことにより生命又は身体に危険が及ぶおそれがある場合には、「屋内での待機等の指示」を出す場合がある。

## 4 避難の誘導等

「第2編第3章第3節4 避難の誘導等」を準用する。

## 5 警戒区域の設定

「第2編第3章第3節5 警戒区域の設定」を準用する。

## 6 浸水想定区域内の要配慮者利用施設への対応

町は、水防法第15条に基づき、浸水想定区域内の、要配慮者利用施設に対し、土砂災害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報を伝達するとともに、避難誘導に関しては、住民組織の協力を得るなどした、地域ぐるみで安全確保を図る。

## 7 避難所の開設・運営

「第2編第3章第3節6 避難所の開設、運営」を準用する。

## 8 安否情報の提供

「第2編第3章第3節7 安否情報の提供」を準用する。

## 第5節 要配慮者等の安全確保対策

---

〔健康福祉課〕

「第2編第3章第5節 要配慮者等の安全確保対策」を準用する。

## 第6節 救助救急・医療救護活動

---

〔町民課・健康福祉課・国保東庄病院〕

「第2編第3章第6節 消防・救助救急・医療救護活動」を準用する。

## 第7節 交通対策・警備計画

[総務課・まちづくり課]

発災時には、様々な社会的混乱及び交通の混乱が予想される場所である。このため住民の生命、身体及び財産の保護を図り、各種犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持等について万全を期するものとし、円滑な応急復旧対策、被災地における社会秩序の維持を図る。

また、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するための緊急輸送ネットワークの整備に努める。

### 1 災害警備計画

「第2編第3章第7節1 災害警備計画」を準用する。

### 2 被災施設の応急対策方法

#### (1) 交通支障箇所の調査

道路管理者は、その管理する道路について、災害時における危険箇所をあらかじめ調査し、把握しておくとともに、災害が発生した場合に当該道路の被害の状況を調査の上、報告する。

#### (2) 調査及び報告

まちづくり部建設班は、調査の結果支障箇所を発見した場合は、下記の要領により報告するものとする。

ア まちづくり部建設班は、町道について支障箇所を発見したときは、速やかにその路線名・箇所・拡大の有無・う回路線の有無その他被災の状況等を本部長（町長）に報告する。

イ 本部長（町長）は上記アによる報告を受けたときは、その状況を直ちに香取土木事務所、県警察、関係機関の長に報告する。

### 3 交通規制計画

「第2編第3章第7節2 交通規制計画」を準用する。

### 4 交通規制の指針

「第2編第3章第7節3 交通規制の指針」を準用する。

### 5 緊急輸送の実施

「第2編第3章第7節4 緊急輸送の実施」を準用する。

### 6 緊急通行車両の確認等

「第2編第3章第7節5 緊急通行車両の確認等」を準用する。

### 7 道路啓開

「第2編第3章第7節8 道路啓開」を準用する。

## 第8節 救援物資供給活動

---

[まちづくり課・町民課・健康福祉課]

「第2編第3章第8節 救援物資供給活動」を準用する。

## 第9節 広域応援の要請県外支援

---

[総務課・まちづくり課]

「第2編第3章第9節 広域応援の要請及び県外支援」を準用する。

## 第10節 自衛隊への災害派遣要請

---

[総務課]

「第2編第3章第10節 自衛隊への災害派遣要請」を準用する。

## 第11節 学校等の安全対策・文化財の保護

---

[教育課]

「第2編第3章第11節 学校等の安全対策・文化財の保護」を準用する。

## 第12節 帰宅困難者等対策

[総務課・教育課]

台風等による風水害発生時に鉄道を中心とした交通機能が一定期間停止したことにより、帰宅困難者等の発生が見込まれる場合には、帰宅困難者に対し、地震発生時に準じた支援を行うものとする。

### 1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

風水害の場合は、一定の予測が可能である。このため、交通機関の停止などにより大量の帰宅困難者の発生が予想される場合には、住民、企業、学校など関係機関に対し、県と連携して、むやみに移動を開始せずに職場や学校などの施設内に留まるよう呼びかけを行う。

### 2 企業、学校など関係機関における施設内待機

「第2編第3章第12節2 企業、学校など関係機関における施設内待機」を準用する。

### 3 大規模集客施設や駅等における利用者保護

「第2編第3章第12節3 大規模集客施設や駅等における利用者保護」を準用する。

### 4 帰宅困難者等への情報提供

町及び県は、気象情報、広域的な被害情報、家族等との安否確認方法などについて、テレビ・ラジオ放送や町ホームページなどを活用し、情報提供を行う。

また、駅周辺ごとに設立される駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、あらかじめ確立された情報連絡体制及び提供方法に基づいた情報提供を行う。

さらに、県や関係機関と連携してエリアメールや緊急速報メール、東庄町防災メール、町ホームページ、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

### 5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導

「第2編第3章第12節5 一時滞在施設の開設及び施設への誘導」を準用する。

## 第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策

---

[まちづくり課・町民課]

「第2編第3章第13節 保健衛生、防疫、廃棄物等対策」を準用する。

## 第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

---

[総務課・まちづくり課・町民課・健康福祉課]

「第2編第3章第14節 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理」を準用する。

## 第15節 ライフライン関連施設等の応急復旧

---

[総務課・まちづくり課]

「第2編第3章第15節 液状化等によるライフライン関連施設等の応急復旧」を準用する。

## 第16節 ボランティアの協力計画

---

[町民課・健康福祉課・総務課・まちづくり課]

「第2編第3章第16節 ボランティアの協力」を準用する。

## 第17節 労働力の確保

---

[まちづくり課]

「第2編第3章第17節 労働力の確保」を準用する。

## 第4章 災害復旧計画

### 第1節 被災者生活安定のための支援

---

「第2編第4章第1節 被災者生活安定のための支援」を準用する。

### 第2節 ライフライン関連施設等の復旧対策

---

「第2編第4章第3節 液状化等によるライフライン関連施設等の復旧対策」を準用する。

### 第3節 激甚災害の指定

---

「第2編第4章第4節 激甚災害の指定」を準用する。

### 第4節 災害復興

---

「第2編第4章第5節 災害復興」を準用する。